



PRI Discussion Paper Series (No.23A-05)

個人所得課税の累進構造の変化
—収入逦増的な控除が限界税率に与える影響—

財務省財務総合政策研究所総括主任研究官

大野 太郎

財務省財務総合政策研究所客員研究員

今堀 友嗣

東京大学大学院農学生命科学研究科准教授／

財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

小嶋 大造

2023年10月

本論文の内容は全て執筆者の個人的見解であり、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではありません。

財務省財務総合政策研究所総務研究部

〒100-8940 千代田区霞が関3-1-1

TEL 03-3581-4111 (内線 5489)

個人所得課税の累進構造の変化 —収入逡増的な控除が限界税率に与える影響—^{*1}

大野 太郎^{*2}

今堀 友嗣^{*3}

小嶋 大造^{*4}

要 約

本稿では1989年から2019年までの日本の個人所得課税（所得税、住民税、社会保険料）について、全国家計構造調査（旧：全国消費実態調査）の個票データを使用し、家計が直面する負担構造の姿を、所得水準ごとの平均税率と限界税率という点から分析する。特に、税制において重要な要素である控除の影響について考察する。

分析の結果は次の通りである。①個人所得課税のうち税部分は累進的な構造を有するが、社会保険料部分には累進構造が見られない。また、1989年から2019年にかけて、税部分の累進構造が弱まると同時に、累進構造を持たない社会保険料部分が増加することによって、個人所得課税の累進構造が弱まっている。②控除による平均税率の引き下げは高所得層にも及んでいるが、その背景として限界税率に着目すると、高所得層への直接的な引き下げ効果というよりも、中所得層以下に適用される引き下げ効果が高所得層の平均税率に影響しているという構造にある。特に控除のうち収入に応じて増加する部分（収入逡増部分）は中所得層の限界税率を大きく引き下げ、個人所得課税の累進構造を弱めている。③給与所得控除はその収入逡増部分を背景として、中～高所得層の限界税率を大きく引き下げており、その構造は1989年から2019年にかけて変化していない。また、2013年以降の給与所得控除の適用額上限の設定は、一部の高所得層の限界税率を引き上げたが、累進構造全体や税の再分配効果への影響は限定的であった。

これらの結果は、低下しつつある個人所得課税の累進構造を維持・回復する方策としては、税率構造だけでなく、特に収入に応じて増加する控除の影響を縮小することも有用であることを示唆している。その際には平均税率の累進構造のみならず、その背景として存在する限界税率の累進構造について着目することも重要であろう。

キーワード：個人所得課税、累進構造、控除、限界税率、日本

JEL Classification : C15, H24

^{*1} 本研究の一部は科学研究費助成事業（基盤研究(C)（一般）21K01538）からの助成を受けており、また総務省統計局『全国家計構造調査』（旧：全国消費実態調査）の調査票情報を利用している。関係者各位に厚く御礼を申し上げます。なお、本稿の内容は全て筆者らの個人的見解であり、著者らが所属する機関の公式見解を示すものではない。

^{*2} 財務省財務総合政策研究所総括主任研究官

^{*3} 財務省財務総合政策研究所客員研究員

^{*4} 東京大学大学院農学生命科学研究科准教授／財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

I. はじめに

本稿では 1989 年から 2019 年までの日本の個人所得課税（所得税、住民税、社会保険料）について、全国家計構造調査（旧：全国消費実態調査）の個票データを使用し、実態として家計が直面している負担構造に対する控除制度の影響を、所得水準ごとの平均税率・限界税率という点から分析する¹。

日本の所得税・住民税額は、収入から各種の控除を差し引いた課税所得に税率表を適用して計算されるということを踏まえれば、税負担構造の決定において、控除は重要な制度的要素である。政府の税制調査会では「所得控除方式は高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことを踏まえ、所得再分配機能を回復する観点から、そのあり方について見直しを行う必要がある」（税制調査会 2016）と述べられているように、控除制度のあり方が重要な政策課題となる中で、控除が税負担構造に与える影響に関する更なる研究・議論が求められている。こうした論点は海外では租税支出（Tax Expenditure）の研究に含まれ、そこでは租税支出による負担軽減の大きさについて考察されてきた（Surrey 1973; OECD 2010; Burman et al. 2008; Poterba 2011; Altshuler and Dietz 2011; Albarea et al. 2015; Burman et al. 2017; Avram 2018; Barrios et al. 2020）²。近年、日本でも所得税・住民税を対象として、控除による税負担軽減の大きさを計測する試みが進んでいる。一連の研究から控除による負担軽減効果（税負担率の低下分）は高所得層ほど大きい（Ohno et al. 2021）。個別の所得控除の効果について見てみると、給与所得控除や公的年金等控除、配偶者（特別）控除による負担軽減が高所得層ほど大きい（田近・古谷 2003, 2005; 田近・八塩 2006a, 2006b; 金田 2014）。また、控除に伴う負担軽減が再分配効果に与える影響について考察した取り組みもある。現在、給与所得控除や社会保険料控除は収入に応じて適用控除額が増加する仕組みをとっているが、こうした特徴が高所得層ほど控除による負担軽減効果を高めているとともに、再分配効果を低下させている面があることも確認されている（大野他 2022）。

所得水準別の負担構造を税率から捉える際には、平均税率と限界税率という 2 つの指標が考えられるが、多くの先行研究においては平均税率が用いられてきた。平均税率は納税者の負担水準を端的に示す指標であるが、その負担額は納税者の所得水準以下で適用される様々な制度的要素を含むものであることに留意して解釈する必要がある。そこで本稿では、平均税率に加えて限界税率にも着目して分析を行う。限界税率は各所得水準の納税主体が直面する制度的要素をより直接的・局所的に反映しており、平均税率と限界税率の双方から分析を行うことで、個人所得課税の負担構造の姿をより詳細に捉えることができる。また、特定の控除制度による直接的な負担引き下げ効果を所得水準別に捉える際には、限界税率を用いたアプローチが適していると考えられる。

¹ 本稿においては税負担（所得税・住民税）と社会保険料負担に関し、所得に対して課される負担という点から、「個人所得課税」として合算して捉えている。また、その負担率に関する表記は、「平均税率」、「限界税率」といったように「税率」として統一している。

² 租税支出とは、「所得控除（Deductions）、課税除外（Exclusions）、税額控除（Credits）、軽減税率（Favorable Rates）などの租税特別措置であり、特定の活動や産業、納税者層に減税の恩恵を与えるもの」とされている（Burman et al. 2017, p.109）。

所得水準ごとの平均税率や限界税率などに着目する研究は、ジニ係数などの全体的な指標（グローバル指標）と対比して、「ローカル指標」を扱うものとして整理されている（Musgrave and Thin 1948）。日本の税制についてローカル指標から負担構造を捉える取り組みは古くから存在する³。早見（1968）はモデル世帯に控除と税率表を適用することで、当時の制度自体の持つ負担構造を Musgrave and Thin（1948）で整理されているローカルな指標で計測している。また、横田（1987）でも国税庁『税務統計からみた民間給与の実態』を用いて数種のローカルな累進度を計測し、それらの指標の比較や傾向を述べている。これらの先行研究では、横軸に所得水準、縦軸に累進度指標の計測結果を示した場合の折れ線の傾きに着目し、税制改正の前後での変化などを分析している。より近年の報告として、内閣府政策統括官（2001）ではモデル世帯における給与収入に対する平均税率・限界税率を所得水準別に示し、国際比較を行っている。岩本・濱秋（2008）でもモデル世帯における勤労収入と税・社会保険料の限界税率の関係を示し、税率表と社会保険料の調整が必要と述べている。また、北村・宮崎（2010）では課税所得の純税率弾性値と最適所得税率の研究の中で、全国家計構造調査の個票データから所得上位層の限界税率を計算している。

近年では社会保険料の増加を背景として、個人所得課税の構成は大きく変化しつつある。図1は1989年と2019年について所得水準別の平均税率の内訳を示しており、この30年間で税部分が縮小する一方で、社会保険料部分が増加しているという状況が見て取れる。また、1989年から2019年の間には、税・社会保険制度に関する様々な制度変更が行われた他、高齢化や世帯人員数の減少、非正規雇用の増加といった就業形態の変化などの制度以外の変化も大きい。このような変化の中で、全国家計構造調査を用い、世帯構成や様々な控除の利用実態を織り込んだ上で、実態としての日本の個人所得課税の負担構造がどのように変化したかを捉えることは、将来の個人所得課税の制度検討に資するものである⁴。また、調査票情報から税・社会保険料負担額などを推計するマイクロ・シミュレーションの手法は、収入の外生的な増加を仮定することによる限界税率の計測や、控除を適用しない場合を仮定することによる控除の影響の計測などを可能にする。

これらを踏まえ、本稿では次の3つの点から個人所得課税の累進構造について分析する。①社会保険料を含めた個人所得課税の負担構造を平均税率・限界税率の双方から捉える。②税制上の重要な要素である控除に関し、個人所得課税の負担構造への影響を分析する。③収入通増的な控除として給与所得控除に着目し、給与所得控除が限界税率に与える影響を考察する。

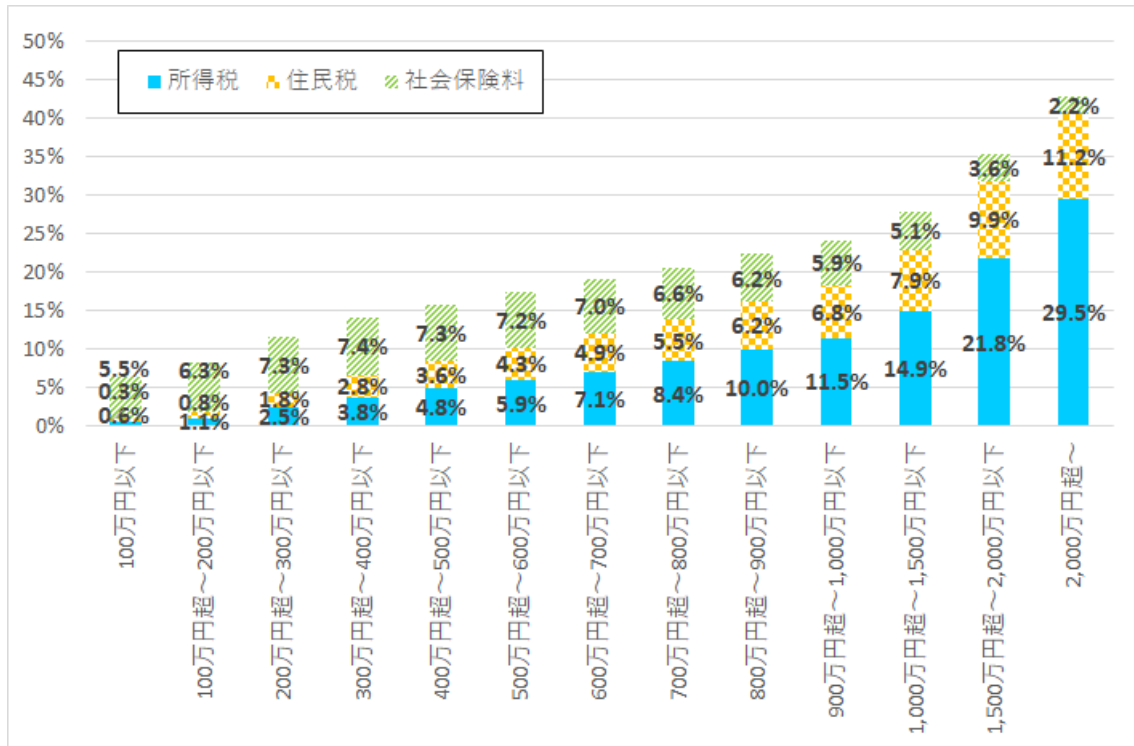
本稿の構成は以下の通りである。次のⅡ節では日本の個人所得課税の概要を、1989年から2019年までの変遷を含めて整理する。Ⅲ節では負担構造の指標について紹介し、Ⅳ節では使用データとマイクロ・シミュレーションの推計方法を述べる。Ⅴ節では本稿で着目している個人所得課税の負担構造の姿を捉え、控除の影響と、制度変更・非制度変更要因への分解を行う。最後にⅥ節で結果の総括とインプリケーションを示す。

³ 2000年代前半までの日本の累進構造の研究については、橋本（2009）や橋本・鈴木（2012）に整理されている。

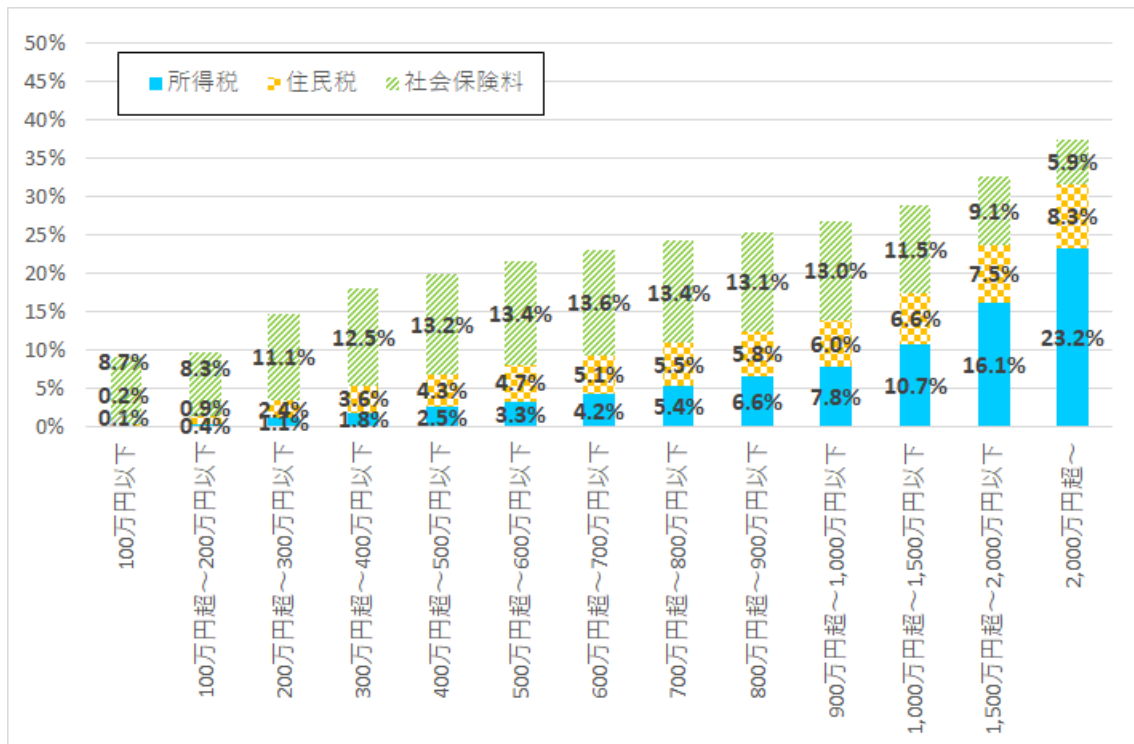
⁴ 本稿で使用する全国家計構造調査は幅広い世帯の家族構成と収入・消費・資産情報を含む有用なデータだが、一時的な所得（譲渡所得など）や超高所得のサンプルが含まれていない点に留意が必要である。

図1 所得水準別の平均税率と内訳の変化

(a) 1989年



(b) 2019年



(注) 棒グラフ(左軸)は各所得水準(世帯の等価総所得)における所得税、住民税、社会保険料の平均税率(負担額/総所得)を示す。折れ線グラフ(右軸)は世帯分布(相対度数)を示す。

(出所) 全国家計構造調査の個票データより著者作成

II. 日本の所得税・住民税制と社会保険制度

本節では日本の個人所得課税の概要について述べる。日本の所得税・住民税額は、収入から必要経費などを差し引いて合算した合計所得から、各種の所得控除を差し引くことで課税所得を計算し、課税所得に対して税率表を適用することで求められる。また、一部の控除は所得税・住民税額から直接差し引かれる（税額控除）。このような税額計算の基本構造は本稿の分析期間である1989年から2019年も含め、現在に至るまで同様であり、控除の適用額や税率などの変遷は表1の通りである⁵。

収入から税額計算までの流れに沿って、適用される控除について概略を述べる。まず、収入から合計所得を計算する段階において、必要経費の他に収入の種類に応じて適用される主な控除として給与所得控除、公的年金等控除が挙げられる。給与所得控除は給与収入から差し引かれる控除であり、最低控除額と、給与収入の増加に伴って増加する部分（収入逡増部分）から計算される。1989年から2019年の間、最低控除額と収入逡増部分の決定方法は改定されているが、基本的な構造は変わっていない。なお、適用額の上限が2013年に245万円（給与収入1,500万円相当）と新たに定められ、その後は上限額が次第に引き下げられている⁶。公的年金等控除は公的年金収入から差し引かれる控除であり、定額部分と年金収入に従って増加する収入逡増部分からなる。1989年から2019年の間の変更としては、2005年に65歳以上の最低控除額が140万円から120万円に引き下げられたことが挙げられるが、基本構造は変わっていない。収入から必要経費やこれらの控除等を差し引いて合算することで、合計所得が計算される⁷。

次に、合計所得から課税所得を計算する段階で差し引かれる主な控除として、ここでは基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、社会保険料控除、老年者控除（2004年まで）を取り上げる。基礎控除は一律に適用される控除であり、一定額が所得から差し引かれる。また、所得が一定以下の配偶者が存在する場合には配偶者控除ないし配偶者特別控除⁸、配偶者の他に所得や一定の条件を満たす控除対象扶養親族がいる場合には扶養控除が適用される⁹。社会保険料控除は社会保険料の負担分に対応するものであり、支払った社会保険料と同額が控除される。老年者控除は65歳以上かつ所得1,000万円以下の場合に一定額（50万円）が控除される制度であるが、2005年に廃止されている。

⁵ 所得税・住民税制上の控除制度はおおよそ類似しているため、以降特に記載のない限りは所得税制上の控除について述べる。

⁶ 2016年に230万円（給与収入1,200万円相当）、2017年に220万円（給与収入1,000万円相当）へ引き下げられている。

⁷ 種類の異なる所得の間での損益通算や、過年度の損失繰越に関する諸制度については、本稿では分析の対象外としている。

⁸ 2003年までは配偶者控除に上乗せして配偶者特別控除を適用することができたが、2004年からは上乗せ適用は廃止された。配偶者控除と配偶者特別控除に関しては、2018年に大きな制度変更が行われた。ここでは、配偶者控除と配偶者特別控除の適用要件に納税者本人の所得額が新たに追加され、納税者本人の合計所得が900万円超では適用額が低下し、合計所得1,000万円超の場合には配偶者控除・配偶者特別控除の対象外となった。一方で配偶者の所得要件（上限）は緩和されている。

⁹ 適用額は被扶養者の年齢や居住形態（同居・別居）によって異なっており、その額はしばしば変更されてきた。特に2010年には中学校修了（15歳）までの子どもを対象とした支給である「子ども手当」制度の創設に際して、被扶養者が16歳未満の場合は扶養控除の対象から除外され、16歳以上19歳未満の場合は適用額が大幅に削減された。

これらの控除を適用した後の課税所得に対して、所得税・住民税の税率表を適用することで算出税額が計算されるが、この算出税額から直接差し引かれるものとして定率減税と調整控除が挙げられる。定率減税は所得税額に対して 20%相当を減税する措置である。1994年の導入当初は減税額の上限が 200 万円であったが、その後、1999 年には上限額 25 万円となり、2009 年には廃止された。調整控除は 2007 年に国（所得税）から地方（住民税）への財源移譲の際に、合計での税負担が増加しないように導入された控除であり、当該増加分に相当する額を住民税額から控除するものである¹⁰。これらの税額控除を経て、最終的な所得税・住民税額が計算されることとなる。

本節の最後に、個人所得課税のうち社会保険料部分として、公的年金保険、健康保険、介護保険、雇用保険について概略を述べる。まず社会保険のうち年金について、日本の公的年金制度には 20 歳以上 60 歳未満の全員を加入対象とした国民年金（基礎年金）と、それに追加する形で被用者が加入する厚生年金が存在する¹¹。そして、被保険者は国民年金にのみ加入している第 1 号被保険者と、国民年金と厚生年金に加入する第 2 号被保険者、そして第 2 号被保険者に扶養されている第 3 号被保険者のいずれかとなる。日本の健康保険制度（医療保険制度）は自営業者や年金生活者、非正規雇用者などが加入する国民健康保険、被用者が加入する協会けんぽ、健康保険組合、共済組合がある¹²。また、被保険者に扶養されている者は、被保険者と同様の保険給付を受けることができる¹³。介護保険制度は 2000 年に制定され、被保険者は 65 歳以上の第 1 号被保険者と、40 歳から 64 歳の医療保険加入者である第 2 号被保険者が存在する。第 1 号被保険者の保険料は所得段階によって決まっているが、およそ所得が高いほど保険料も高くなる。第 2 号被保険者の保険料は加入している医療保険制度によって異なるが、およそ所得が高いほど保険料も高くなる。雇用保険は一定の要件を満たす被用者が加入する制度であり、賃金に対して所定の雇用保険料率を乗じることで保険料が計算される¹⁴。

¹⁰ 2007 年に行われた国（所得税）から地方（住民税）への財源移譲では、所得税において税率構造の変更による負担軽減がなされた一方、住民税率は引き上げられた。このとき、一部の控除の適用額が所得税制上と住民税制上で異なるために、その差額に起因する実質的な負担増が生じ得ることとなった。

¹¹ かつて公務員などが加入する共済年金が厚生年金とは別の被用者保険として存在したが、2015 年の被用者年金一元化法によって厚生年金に統合された。

¹² 被用者のうち、一般に中小企業に勤める者は協会けんぽ、大企業に勤める者は健康保険組合、公務員などは共済組合に加入することとなる。ただし、本稿の推計ではこれらを被用者保険として区別せず扱っている。また、75 歳以上の者は後期高齢者医療制度に加入することとなる。

¹³ 被扶養者については、被保険者の親族で被保険者に生計を維持されていることと（被扶養者の範囲）、年収が一定以下（2019 年では 130 万円以下）であること（収入基準）といった条件が存在する。

¹⁴ 雇用保険制度では、対応する給付の種類（体系）ごとに労働者負担分、事業主負担分の料率が設定されている。また、農林水産・清酒製造、建築事業の場合は一般とは異なる雇用保険料率が適用されるが、本稿では一般の事業とは区分せず推計している。

表1 所得税制および社会保険料率の変遷

	1989	1994	1999	2004	2009	2014	2019
給与所得 控除	165万円以下 : 40% 330万円以下 : 30% +16.5万 600万円以下 : 20% +49.5万 1,000万円以下 : 10% +109.5万 1,000万円超 : 5% +159.5万 最低控除額 : 650,000円	同左	180万円以下 : 40% 360万円以下 : 30% +18万 660万円以下 : 20% +54万 1,000万円以下 : 10% +120万 1,000万円超 : 5% +170万 最低控除額 : 650,000円	同左	同左	180万円以下 : 40% 360万円以下 : 30% +18万 660万円以下 : 20% +54万 1,000万円以下 : 10% +120万 1,500万円以下 : 5% +170万 1,500万円超 : 245万円 最低控除額 : 650,000円	180万円以下 : 40% 360万円以下 : 30% +18万 660万円以下 : 20% +54万 1,000万円以下 : 10% +120万 1,000万円超 : 220万円 最低控除額 : 650,000円
公的年金等 控除	(65歳未満) 120万円以下 : 60万円 400万円以下 : 25% +30万 760万円以下 : 15% +70万 760万円超 : 5% +146万 (65歳以上) 240万円以下 : 120万円 440万円以下 : 25% +60万 800万円以下 : 15% +104万 800万円超 : 5% +184万	(65歳未満) 130万円以下 : 70万円 410万円以下 : 25% +37.5万 770万円以下 : 15% +78.5万 770万円超 : 5% +155.5万 (65歳以上) 260万円以下 : 140万円 460万円以下 : 25% +75万 820万円以下 : 15% +121万 820万円超 : 5% +203万	同左	同左	(65歳未満) 130万円以下 : 70万円 410万円以下 : 25% +37.5万 770万円以下 : 15% +78.5万 770万円超 : 5% +155.5万 (65歳以上) 330万円以下 : 120万円 410万円以下 : 25% +37.5万 770万円以下 : 15% +78.5万 770万円超 : 5% +155.5万	同左	
基礎控除	350,000円	同左	380,000円	同左	同左	同左	同左
配偶者控除	控除額 一般 : 350,000円 70歳以上 : 450,000円 控除対象者の所得要件 350,000円以下	同左	控除額 一般 : 380,000円 70歳以上 : 480,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下	同左	同左	同左	控除額 一般 : 380,000円 70歳以上 : 480,000円 ※合計所得に応じて控除減少 控除対象者の所得要件 380,000円以下 納税者の所得要件 1,000万円以下
配偶者 特別控除	控除額 : 350,000円 ※配偶者収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用あり	同左	控除額 : 380,000円 ※配偶者収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用あり	控除額 : 380,000円 ※配偶者収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用なし	同左	同左	控除額 : 380,000円 ※合計所得に応じて控除減少 ※配偶者収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用なし
扶養控除	控除額 一般 : 350,000円 16歳以上23歳未満 : 450,000円 70歳以上 : 450,000円 うち同居老親 : 550,000円 控除対象者の所得要件 350,000円以下	控除額 一般 : 350,000円 16歳以上23歳未満 : 500,000円 70歳以上 : 450,000円 うち同居老親 : 550,000円 控除対象者の所得要件 350,000円以下	控除額 一般 : 380,000円 16歳未満 : 480,000円 16歳以上23歳未満 : 630,000円 70歳以上 : 480,000円 うち同居老親 : 580,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下	控除額 一般 : 380,000円 16歳以上23歳未満 : 630,000円 70歳以上 : 480,000円 うち同居老親 : 580,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下	同左	控除額 一般 (16歳以上) : 380,000円 19歳以上23歳未満 : 630,000円 70歳以上 : 480,000円 うち同居老親 : 580,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下	同左

表1 所得税制および社会保険料率の変遷（続き）

	1989	1994	1999	2004	2009	2014	2019
社会保険料控除	社会保険料納付額と同額	同左	同左	同左	同左	同左	同左
老年者控除	控除額：500,000円 ※所得要件：所得1,000万円以下	同左	同左	同左	廃止	同左	同左
税率	5段階(10, 20, 30, 40, 50) 300万円以下の金額 10% 300万円を超える金額 20% 600 " 30% 1,000 " 40% 2,000 " 50%	同左	4段階(10, 20, 30, 37) 330万円以下の金額 10% 330万円を超える金額 20% 900 " 30% 1,800 " 37%	同左	6段階(5, 10, 20, 23, 33, 40) 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額10% 330 " 20% 695 " 23% 900 " 33% 1,800 " 40%	同左 ※復興特別所得税を付加	7段階(5, 10, 20, 23, 33, 40, 45) 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額10% 330 " 20% 695 " 23% 900 " 33% 1,800 " 40% 4,000 " 45%
定率減税等	なし	定率減税20% 最高控除額：2,000,000円	定率減税20% 最高控除額：250,000円	同左	廃止	同左	同左
利子配当課税		利子課税：分離課税 ※老人等の少額貯蓄非課税制度等あり 配当課税：総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり	同左	同左	利子課税：分離課税 配当課税：総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり	同左	同左
(参考) 社会保険料	年金保険 国民年金：8,000円 厚生年金：6.2% 共済年金：5.7% ※国家公務員共済 健康保険 国民健康保険 所得割率：8.2% 健康保険（協会けんぽ）：4.15% 介護保険 なし 雇用保険 保険料：0.55%	国民年金：11,100円 厚生年金：7.25% 共済年金：7.6% 国民健康保険 所得割率：7.8% 健康保険（協会けんぽ）：4.1% 同左 保険料：0.4%	国民年金：13,300円 厚生年金：8.675% 共済年金：9.195% 国民健康保険 所得割率：8.2% 健康保険（協会けんぽ）：4.25% 同左 保険料：0.4%	国民年金：13,300円 厚生年金：6.79% 共済年金：7.19% 国民健康保険 所得割率：9.1% 健康保険（協会けんぽ）：4.1% 第1号保険料：3,293円 第2号保険料： 健康保険（協会けんぽ）：0.55% 保険料：0.7%	国民年金：14,660円 厚生年金：7.675% 共済年金：7.513% 国民健康保険 所得割率：8.6% 健康保険（協会けんぽ）：4.1% 第1号保険料：4,160円 第2号保険料： 健康保険（協会けんぽ）：0.595% 保険料：0.4%	国民年金：15,250円 厚生年金：8.56% 共済年金：8.285% 国民健康保険 所得割率：9.4% 健康保険（協会けんぽ）：5% 第1号保険料：4,972円 第2号保険料： 健康保険（協会けんぽ）：0.86% 保険料：0.5%	国民年金：16,410円 厚生年金：9.15% 共済年金：9.15% 国民健康保険 所得割率：9.7% 健康保険（協会けんぽ）：5% 第1号保険料：5,869円 第2号保険料： 健康保険（協会けんぽ）：0.865% 保険料：0.3%

(注) 社会保険料算出時の標準報酬月額には上限額が存在すること、2003年から標準報酬月額の計算に賞与も含める総報酬制が導入されていることに留意。また、被用者保険の場合は労使折半後の本人負担分のみを掲載している。

(出所) 財務省財務総合政策研究所『財政金融統計月報』より著者作成。ただし社会保険に関する保険料額・率の出所は下の通り（国民健康保険や介護保険の保険料は全国平均）。

- （年金保険）日本年金機構『厚生年金保険料率表』、『厚生年金保険料率と標準報酬月額等級の変遷表』、厚生労働省『公的年金財政状況報告 令和2（2020）年度』
- （健康保険）『国民健康保険実態調査』（保険者の規模別にみた保険料（税）賦課状況（市町村）計（～2004年）／世帯票（2005年～））、全国健康保険協会『保険料率の変遷』
- （介護保険）厚生労働省『介護費用と保険料の推移』、全国健康保険協会『保険料率の変遷』
- （雇用保険）厚生労働省『雇用保険制度関係資料 雇用保険料及び国庫負担の推移』

Ⅲ. 累進構造を捉える指標

ここでは本稿で計測する平均税率・限界税率に関して整理する。税などに関して、その負担と所得の関係を定量的に捉えるとき、大きく 2 種類のアプローチが存在する (Musgrave and Thin 1948)。1 つは「グローバル指標」と呼ばれるものであり、注目している負担の前後での所得分布全体の変化を捉えるものである。グローバル指標の 1 つである「再分配効果」は、所得格差の指標としてジニ係数を採用し、負担の前後でのジニ係数の差分を計測するものである。この場合、負担によってジニ係数が低下 (上昇) している場合は、その負担は所得格差を縮小 (拡大) しており、所得に関して累進的 (逆進的) な性質を持つ、という解釈となる。再分配効果の他にもグローバルな累進度指標は存在するが、いずれもマクロ指標の変化を比較するという点は共通である¹⁵。

もう 1 つのアプローチは「ローカル指標」と呼ばれるものであり、負担の主体 (個人、世帯など) の所得と、直面している負担水準の関係そのものを分析対象とするアプローチである。Musgrave and Thin (1948) ではローカルな累進度指標として「平均税率累進度」、「税負担累進度」および「残余所得累進度」の 3 つが紹介されている。

ローカルな累進度指標の 1 つである平均税率累進度 (Average Rate Progression; ARP) は所得変化に伴う平均税率の変化と定義される。まず、平均税率 (Average Tax Rate; ATR) は所得と税負担をそれぞれ Y_0 、 T_0 としたとき、次のように表される。

$$ATR = \frac{T_0}{Y_0} \tag{1}$$

このとき、所得変化後の所得と税負担をそれぞれ Y_1 、 T_1 とすれば、ARP は次のように表される。

$$ARP = \frac{\Delta ATR}{\Delta Y} = \frac{\frac{T_1}{Y_1} - \frac{T_0}{Y_0}}{Y_1 - Y_0} \tag{2}$$

例えば、常に ATR が一定となるような比例的な税制の下では ΔATR が 0 となり、ARP も 0 となる。一方で、所得が増加すると適用税率が上昇するような累進税率の下では $ARP > 0$ となり、反対に逆進的な税率の下では $ARP < 0$ となる。なお、実際の税制を踏まえたとき、適用税率

¹⁵ Musgrave and Thin (1948) で整理されている再分配効果以外のグローバル指標として、「スーツ指標」、「カクワニ指標」がある。スーツ指標は税負担の集中度を捉える指標であり、横軸に所得の累積相対度数、縦軸に税負担額の累積相対度数を取ること、税負担の集中度を表す曲線を作成し、完全な比例税率の下での 45 度線との差の部分の面積を計測するものである (Suits 1977)。またカクワニ指標はスーツ指標と課税前ジニ係数の差であり、比例的な税の下では 0 となるが、税に累進性がある場合には正の値を取る (Kakwani 1977)。

はブラケットごとの超過累進税率であることや、種々の控除が存在することから、*ARP*の正負は必ずしも自明ではない。

もう1つのローカルな累進指標である税負担累進度 (Tax Liability Progression; *TLP*) は所得の変化率に対する税負担の変化率として計測される。先ほどと同様に当初の所得と税負担を Y_0 、 T_0 とし、所得変化後の所得と税負担をそれぞれ Y_1 、 T_1 とすれば、*TLP*は次のように表される。

$$TLP = \frac{\frac{\Delta T}{T_0}}{\frac{\Delta Y}{Y_0}} = \frac{\frac{T_1 - T_0}{T_0}}{\frac{Y_1 - Y_0}{Y_0}} \quad (3)$$

例えば、税率一定の下では所得の増加率と税負担の増加率は等しくなるため、*TLP*は1となる。また、累進税率の下で所得の増加率より税負担の増加率が大きくなれば $TLP > 1$ となり、逆進的な税率の下では $TLP < 1$ となる。ただし、*ARP*と同様、現実の税制について*TLP*の値は自明とは言い難い。

これらの指標については、いずれかの指標が絶対的に優れているというのではなく、複合的に捉えるべきものとされている (Musgrave and Thin 1948; 横田 1987)。そこで本稿では、*ARP*と*TLP*に共通の要素として限界税率 (Marginal Tax Rate; *MTR*) と*ATR*に着目する。具体的には、まず*MTR*を所得の増加分に適用される税率として次のように定義する。

$$MTR = \frac{\Delta T}{\Delta Y} = \frac{T_1 - T_0}{Y_1 - Y_0} \quad (4)$$

このとき、上の式 (2) と (3) は次のように変形できる。(ATR₀は所得変化前の平均税率を表す。)

$$ARP = \frac{\frac{T_1 - T_0}{Y_1 - Y_0}}{\frac{Y_1 - T_0}{Y_1 - Y_0}} = \frac{1}{Y_1} (MTR - ATR_0) \quad (5)$$

$$TLP = \frac{\frac{T_1 - T_0}{T_0}}{\frac{Y_1 - Y_0}{Y_0}} = \frac{T_1 - T_0}{T_0} \cdot \frac{Y_0}{Y_1 - Y_0} = \frac{MTR}{ATR_0} \quad (6)$$

式 (5) と (6) から、*ARP*、*TLP*いずれの指標についても*MTR*と*ATR*の大小関係が決定要素であることが分かる。従って、本稿では主に*MTR*と*ATR*を計測指標として用いることとする。いずれも、ある所得水準において (*ATR*に対して) *MTR*が大きければ、その所得水準にある主体は高い累進度に直面していることとなる。

*MTR*で計測した負担構造を背景として、実際の税率としての*ATR*があり、さらには負担前後での所得分布の変化という結果が再分配係数などのグローバルな累進度指標で捉えられるということを鑑みれば、これらの累進度の原動力は*MTR*の累進構造にあると整理できる。

IV. データおよび推計方法

IV-1. 使用データ¹⁶

データは全国家計構造調査 (旧: 全国消費実態調査) の個票データ (調査票情報) を使用する¹⁷。本稿では 1989 年から 2019 年までの調査票を利用している。調査票には各世帯員について調査開始時点の属性 (続柄、年齢、性別、就業状況等) や過去 1 年間の収入、また各世帯について調査時期の貯蓄残高などの項目が存在する。本稿では各世帯員の属性および収入の情報に現実の社会保険制度や税制を適用し、世帯ごとの年間での社会保険料と所得税・住民税の負担額を推計する。なお、ここでは税額の推計ができないなどの理由から以下の世帯についてはサンプルから除外する。

- ・年齢・性別が不詳である世帯員がいる世帯
- ・単身赴任世帯
- ・転出者がいる世帯
- ・各種調査項目に関して空欄がある、または不詳コード・トップコードが付いている世帯

IV-2. 推計方法

IV-2-1. 収入の推計方法

本稿では全国家計構造調査の「年収・貯蓄等調査票」における年間収入を使用している。ここでは例えば「勤め先からの年間収入」、「農林漁業収入」などの 11 項目の内訳項目が存在し、さらに各項目において「①世帯主」、「②世帯主の配偶者」、「③他の世帯員 (65 歳未満)」、「④他の世帯員 (65 歳以上)」別の収入が利用可能である。ただし、③と④の属性に該当する世帯員が複数人存在する世帯では、当該の世帯員らの収入の合計値のみが記入されている。そこで、同調査の「世帯票」に記入されている世帯員全員の性別・年齢情報を参照し、③と④に関する上述のような合計値を、以下のような方法で各世帯員に按分している。

「勤め先からの年間収入」、「農林漁業収入」、「農林漁業以外の事業収入」、「公的年金・恩

¹⁶ 本稿における収入、社会保険料、所得税・住民税の推計方法は 大野他 (2022) の手法を採用している。詳細はその補論を参照されたい。

¹⁷ 全国消費実態調査は 2019 年に全面的に見直され、全国家計構造調査として実施された。当該調査については、特に過年度との比較に際して、一部の調査項目の見直しなどに留意する必要がある。また、本稿では使用していないが、同調査における家計の月単位の消費データについては、調査時期が消費税率引き上げ直前であったことにも留意が必要である。

給」、「社会保障給付金（公的年金・恩給以外）」、「企業年金受取金」、「個人年金受取金」については、世帯員の性別・年齢によって按分の比が異なると考えられる。従って、まず個人単位の収入が把握できる①世帯主と②世帯主の配偶者の記入値から、性別・年齢階層別の平均収入を求める。③と④に関して世帯内に該当する複数の世帯員が存在する場合には、上のようにして求めた平均収入の比を使用して、記入された合算値を各世帯員に按分する。

「内職などの年間収入」、「家賃・地代の年間収入」、「その他の年間収入」については、③と④に関して該当する世帯員が複数存在する場合には均等に按分した。なお、15歳未満の世帯員については按分の対象外とした。

さらに、「年収・貯蓄等調査票」における「利子・配当金」に関しては記入値が過少であるとの指摘がある（松本他 2020）。この問題への対処として、本稿では「利子・配当金」の記入値の代わりに「年収・貯蓄等調査票」における項目別の金融資産残高に市場金利、平均収益率などを乗じることで推計した値を使用する。また、金融資産残高は世帯内の合計値のみ把握可能なため、利子・配当金は世帯ベースの推計となる。

IV-2-2. 社会保険料・所得税・住民税の推計方法¹⁸

本稿では（「世帯票」に記入された扶養関係ではなく）世帯の最高所得者を世帯主とみなし、その上で世帯員との続柄、年齢、職業、収入を参照することで税・社会保険制度上の配偶者・扶養関係を判別している。

まず、先の通り推計した配偶者・扶養関係を踏まえて各世帯員が加入している社会保険制度を特定し、実際の負担額や税率を適用することで社会保険料を推計する。なお本稿では社会保険制度として公的年金、健康保険、介護保険、雇用保険を扱っている。

次に、世帯属性や収入の情報に実際の控除制度や税率を適用して税負担額を求める。所得税法上は10の所得区分があるが、ここでは全国家計構造調査から計算可能である「給与所得」、「事業所得」、「雑所得」、「不動産所得」といった所得区分について、合計所得を求める。そして、合計所得から所得控除を差し引いた課税所得を計算する。この際、本稿においては給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、老年者控除（2004年まで）、社会保険料控除（先に推計した社会保険料と同額）を適用している。最後に課税所得に対して所得税・住民税の限界税率表を適用することで総合課税分の所得税・住民税負担額を計算する。なお、この際には住民税における調整控除（2007年から）、復興特別所得税（2013年から）も含めて推計している。

また、利子配当課税分については先述の通りに推計した利子・配当金から計算する。まず

¹⁸ 一般に、調査票に記載された情報から税・社会保険料負担額のような個別性の高い変数を推計するマイクロ・シミュレーションの手法に関しては、その精度（推計の誤差）への留意が必要である。この点に関しては Ohno et al. (2015) および多田他 (2016) によって、厚生労働省『国民生活基礎調査』を用いたマイクロ・シミュレーションモデルによる税・社会保険料負担額の推計値が、高い精度を持つことが示されている。これらの報告では国民生活基礎調査を使用しているのに対して、本稿では全国家計構造調査を使用している理由については、第1に国民生活基礎調査と全国家計構造調査では共通する調査項目が多く、推計に必要な諸変数が共通して利用可能であること、第2に Sano et al. (2015) や Tada and Miyoshi (2015) において国民生活基礎調査と全国家計構造調査は世帯属性や収入の情報についてはおよそ整合的と報告されていることを鑑み、全国家計構造調査を使用した本稿の税・社会保険料負担額の推計値についても分析に足る精度を有していると考えられることが挙げられる。

利子所得は分離課税として、実際の適用税率を用いて税負担額を推計する。このとき、老人等の少額貯蓄非課税制度（2005年まで）を考慮する。次に配当課税は制度上、総合課税と分離課税が選択可能であることを反映し、世帯にとって負担額が小さくなる方式を選択すると仮定して推計する。なお、総合課税選択時の配当税額控除も含めて推計する。

所得や税・社会保険料負担額推計のパラメーター（適用控除額など）を実質化するにあたっては各年の平均所得を用いて指数を作成し、ここでは2019年を基準とする。ただし、日本では高齢化が進展する中、平均所得の水準は年齢構成の変化からも影響を受けやすい。そこで、年齢構成の変化による影響を除いて実質化するための指数を作成する。まず、 t 年の年齢階層 k ($k = 1, 2, \dots, K$)における世帯構成比率を n_t^k 、平均所得を y_t^k とおく。なお、 $\sum_{k=1}^K n_t^k = 1$ である。基準とする年を T 年とするとき、 t 年の指数 I_t を以下の式に基づいて計算する。

$$I_t = \left(\sum_k n_t^k \cdot y_t^k \right) / \left(\sum_k n_T^k \cdot y_T^k \right) \tag{7}$$

各年齢階層の世帯構成比率をウェイトとして使用し、年齢階層別の所得を加重平均して全世帯平均所得を求める。式(7)の分子は t 年の加重平均所得、分母は T 年の加重平均所得である。ここでは年齢構成の変化による影響を除くため、 t 年および T 年の加重平均所得を求める際、ともに2019年の世帯構成比率をウェイトとして使用する。年齢階層別の作成にあたっては、世帯主年齢に基づき11の年齢階層（35歳未満、35～39歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳、55～59歳、60～64歳、65～69歳、70～74歳、75～79歳、80歳以上）を使用した。

また、世帯の規模を調整するため、所得や税・社会保険料などの各水準は等価世帯ベース（各水準を世帯人数の平方根で除したもの）を使用する。

IV-2-3. 平均税率・限界税率の計算方法

各世帯の平均税率は推計した税・社会保険料負担額を総所得で除することで計算する。限界税率は全世帯員に関して、収入の1%に相当する額を増加させた場合について税・社会保険料負担額を推計し、負担額の増分を収入の増分で除することで計測する¹⁹。

V. 結果

V-1. 税・社会保険料の平均税率・限界税率

はじめに、個人所得課税の負担構造の全体像を示す。図2は横軸に所得水準、縦軸に平均税率または限界税率を示している。1989年、2019年に共通して、パネル(a)の平均税率は所得の増加に伴い上昇しており、個人所得課税の負担構造が累進的であることが確認でき

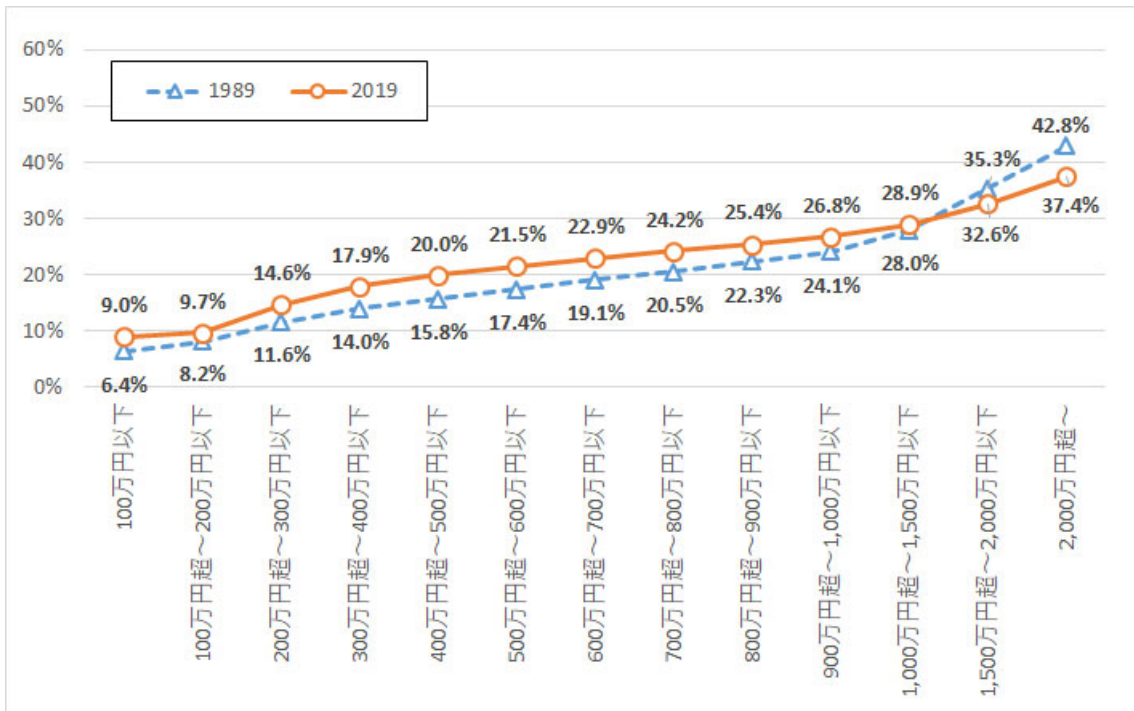
¹⁹ 限界税率の計測時に使用する収入の増加幅について、北村・宮崎（2010）の方法を参照している。また1%相当額を増加させる場合の他に、0.1%相当額を増加させる場合についても分析し、同様の結果を得ている。

る。また、パネル (b) の限界税率も高所得層ほど高くなる構造にあるが、ほとんどの所得水準において平均税率を上回っており、限界税率の累進構造が平均税率に累進性をもたらず原動力となっていることが分かる。

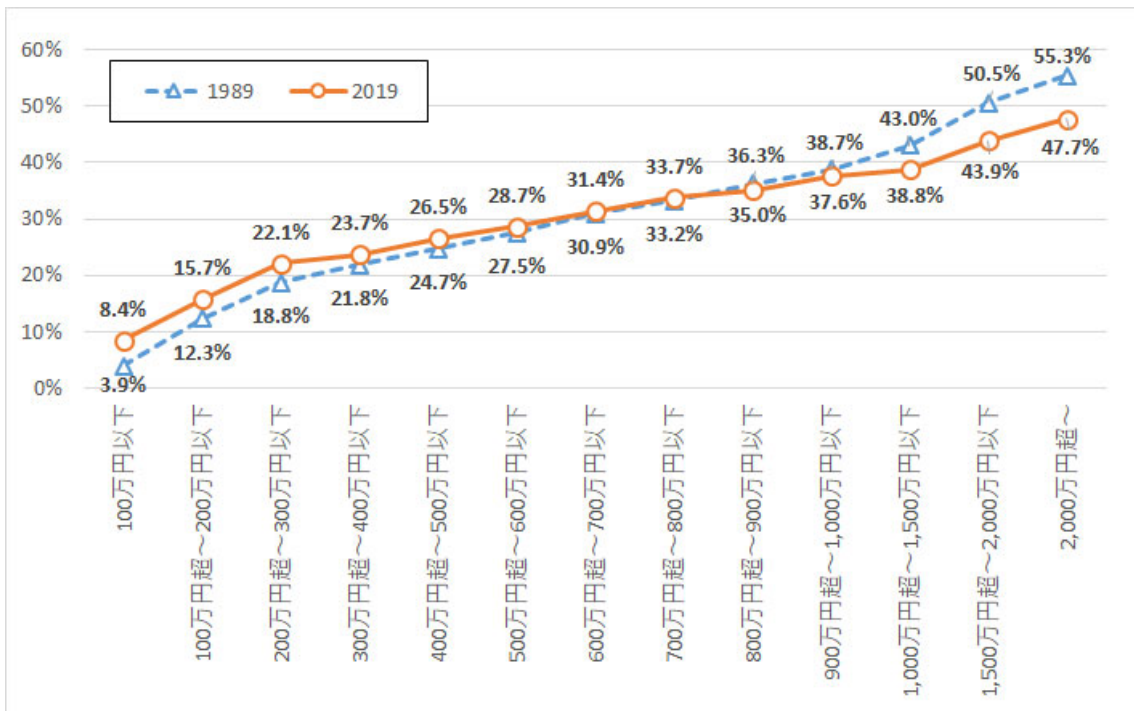
パネル (a) に示す所得水準別の平均税率を経年比較すると、等価総所得で 1,000 万円超の高所得層で減少する一方、1,000 万円以下の所得水準では上昇している。この変化をパネル (b) に示す限界税率から見ると、より低い水準である 700 万円～800 万円を境に、それより低い所得水準で上昇し、それより高い所得水準で低下していることが分かる。この結果から、平均税率で捉えたときの変化と、より局所的に限界税率で捉えたときの変化の様子は異なっていることや、(相対的に) 低い所得水準における限界税率の変化が、それ以上の所得水準の平均税率の変化に影響している様子が見て取れる。

図2 税・社会保険料の負担構造の変化

(a) 平均税率



(b) 限界税率



(注) 各所得水準（世帯の等価総所得）における所得税・住民税・社会保険料合算での (a) 平均税率と (b) 限界税率を折れ線で示す。

(出所) 全国家計構造調査の個票データより著者作成

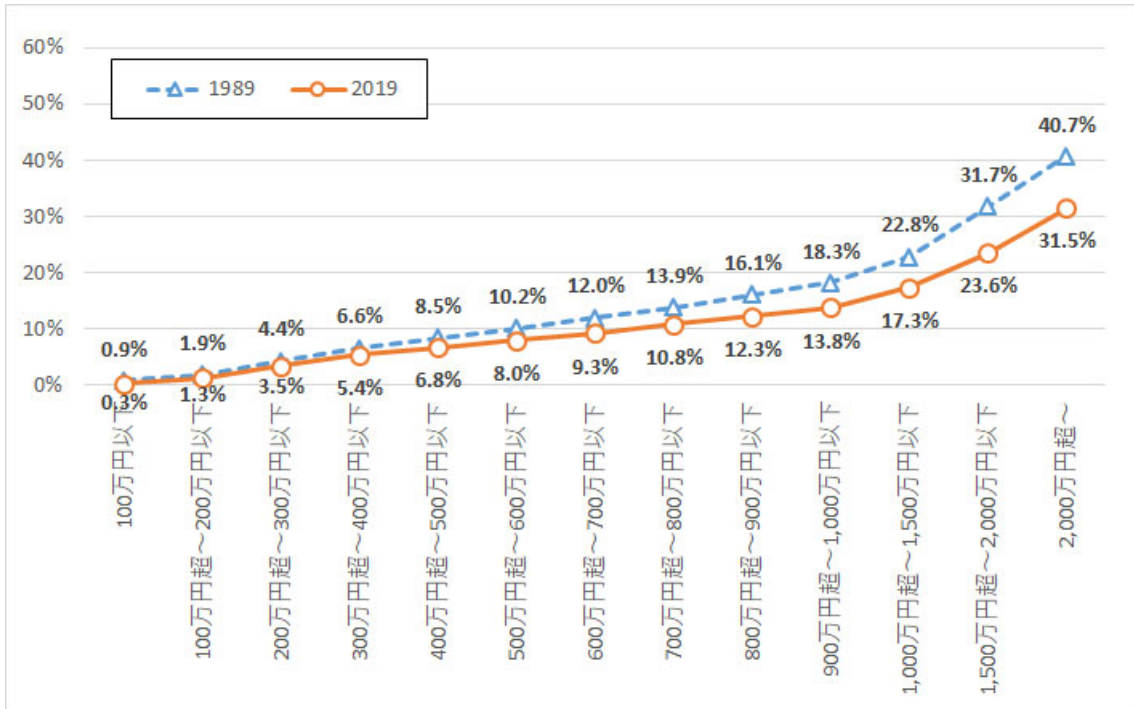
先の図1の通り、個人所得課税の内訳に着目すると、大きく税の部分（所得税・住民税）と社会保険料の部分が存在する。図3および図4は税部分と社会保険料部分それぞれに関して、平均税率と限界税率を示している。まず図3の税部分について、1989年、2019年に共通の特徴として、税部分の平均税率・限界税率を示す折れ線は右上がりの構造となっていることが挙げられる。この結果は個人所得課税の累進構造の背景には、税部分の存在が大きいことを示している。また、1989年と2019年を比較すると、その傾きは緩やかになっており、税部分の累進構造は弱まっていると考えられる。

次に、図4に示す社会保険料部分の結果から、所得水準に対する平均税率の傾きはフラットか右下がりであり、およそ比例的ないし逆進的な負担構造となっていることが分かる。限界税率の傾きについても同様で、比例的ないし逆進的な構造となっている。これは現実の社会保険制度における負担額の決定方法に関して、定率や定額となっているケースが多いことと整合的である。1989年と2019年を比較すると、2019年の方が全体的な平均税率・限界税率ともに高くなっている。これは健康保険や年金保険の保険料率が上昇していることや、介護保険制度の創設による社会保険料負担の増加を反映しているものと考えられる。

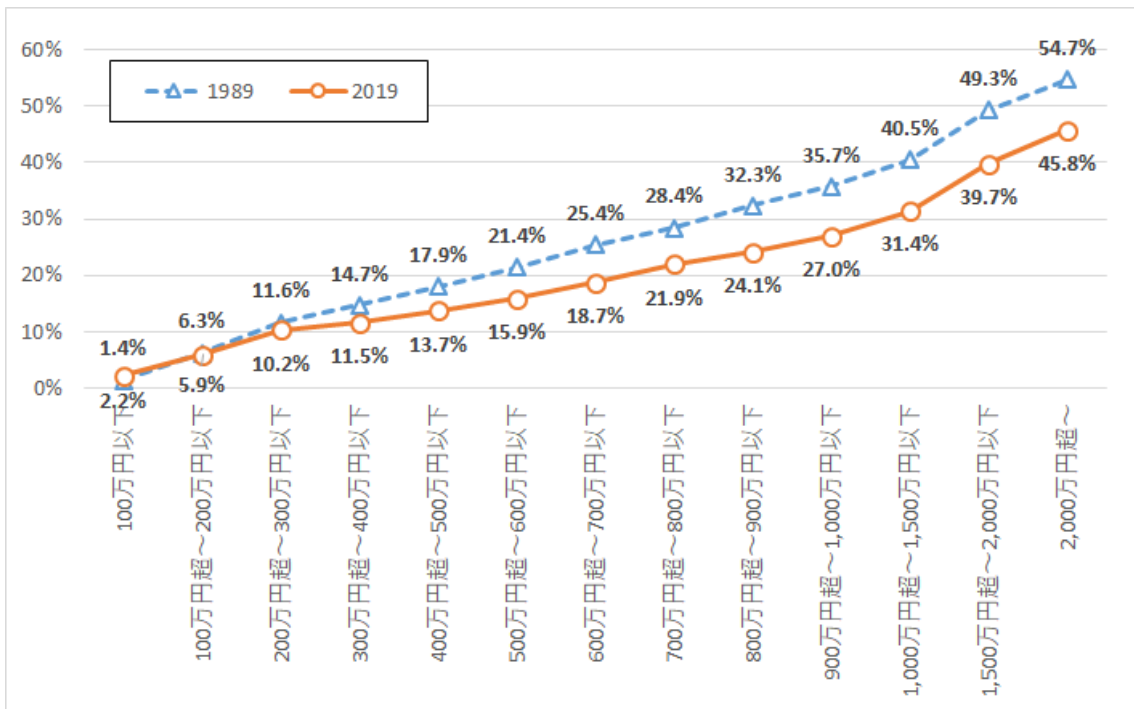
そして、税部分と社会保険料部分のそれぞれの結果を踏まえると、1989年と2019年のいずれにおいても、税部分が個人所得課税の限界税率を累進的なものとする原動力となっておりと同時に、社会保険料部分は個人所得課税の限界税率を比例的でフラットな構造とする要素であることが分かる。また、1989年に対して2019年では、税の限界税率の累進度が低下したことに加えて、個人所得課税の構成において税部分が小さくなり、社会保険料部分が大きくなることによって、個人所得課税全体での累進構造が弱まったと解釈できる。

図3 税の負担構造の変化

(a) 平均税率



(b) 限界税率

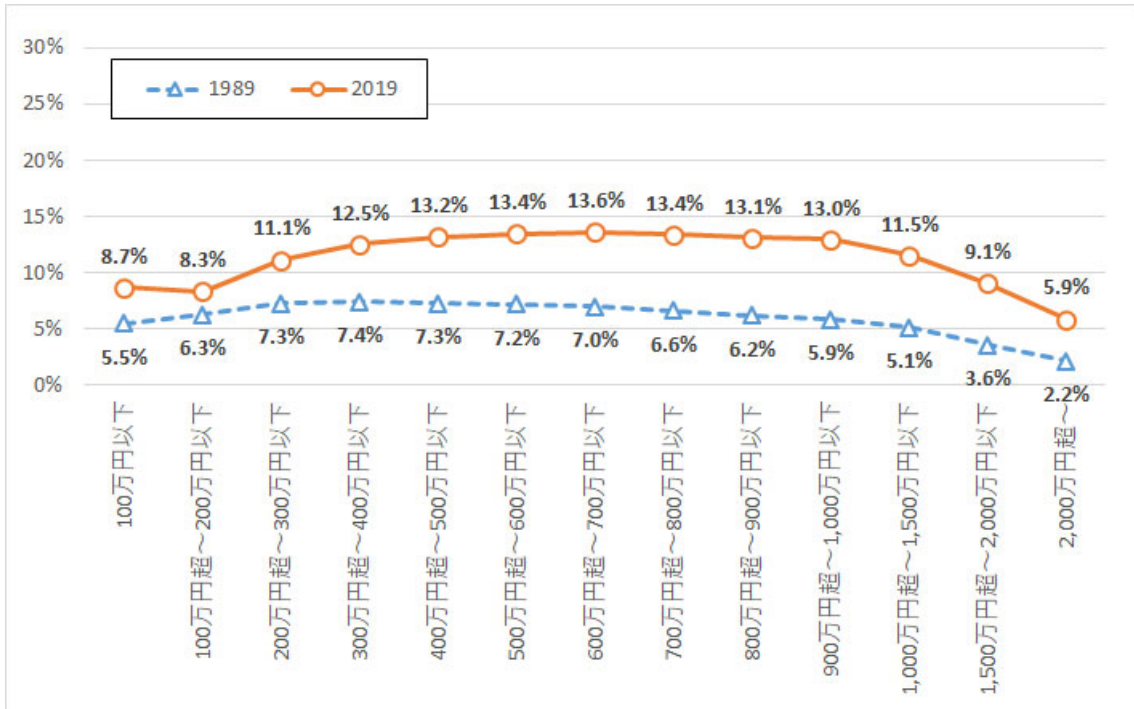


(注) 各所得水準（世帯の等価総所得）における所得税・住民税合算での (a) 平均税率と (b) 限界税率を折れ線で示す。

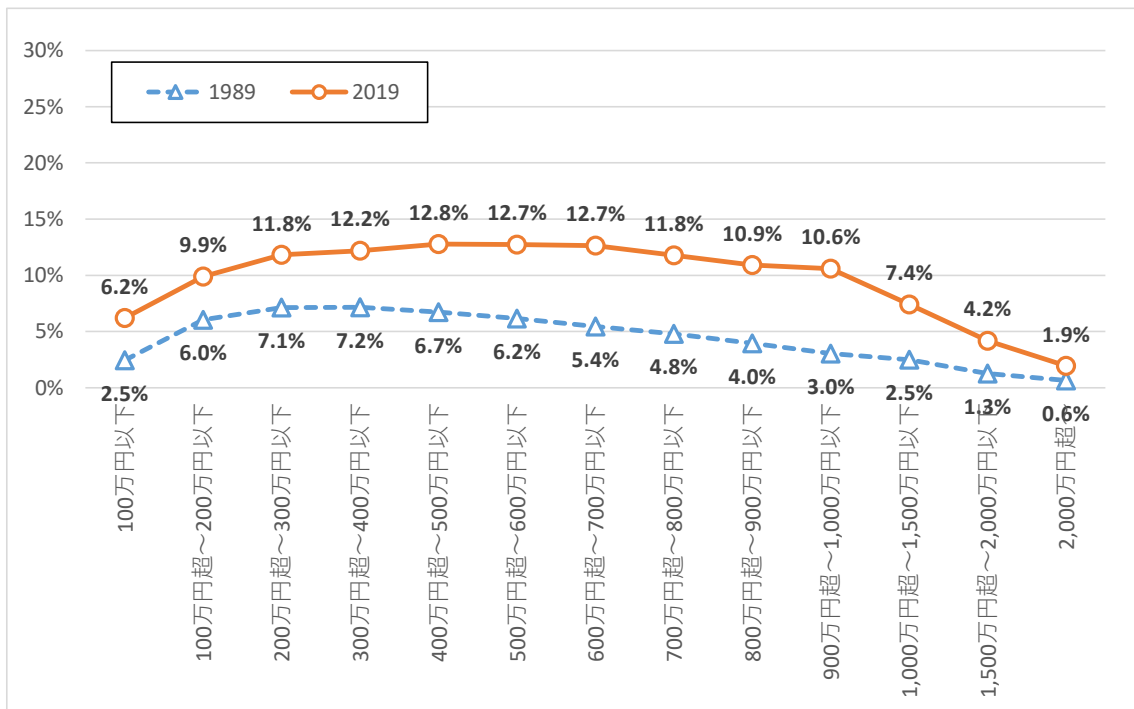
(出所) 全国家計構造調査の個票データより著者作成

図4 社会保険料の負担構造の変化

(a) 平均税率



(b) 限界税率



(注) 各所得水準（世帯の等価総所得）における社会保険料のみの (a) 平均税率と (b) 限界税率を折れ線で示す。

(出所) 全国家計構造調査の個票データより著者作成

V-2. 控除および収入逡増部分の影響

日本の税制においては多くの控除制度が存在し、それらは一定の税負担軽減効果を持つことが報告されている（田近・古谷 2003, 2005; 田近・八塩 2006a, 2006b; 金田 2014; Ohno et al. 2021）。また、給与所得控除や社会保険料控除といった、収入に応じて増加する控除（収入逡増的な控除）の存在を背景として、控除の恩恵が高所得層にも及んでおり、税の再分配効果を減少させる要因となっていることが指摘されている（大野他 2022）。これらの先行研究を踏まえ、控除が平均税率・限界税率で見た累進構造に与える影響を計測した。具体的には、控除を適用するかどうかによって税率がどの程度変化するかを計測する。

1989年と2019年について、所得水準ごとの平均税率（所得税・住民税）を図5に示す。黒の実線は実際の制度通りに控除を適用した場合の推計結果であり、黒の破線は控除を全く適用しないと仮定した場合の推計結果である。この2つの系列の差は控除による影響を示しており、控除がなければ高い平均税率であったところ、控除によって平均税率が引き下げられていると解釈できる。控除による平均税率の引き下げは広い所得水準に及んでおり、例えば1,000万円以上の高所得層にも控除の引き下げ効果が見られる。この点は先行研究の指摘と同様である。一方で、図6は限界税率に対する控除の影響を示している。平均税率を捉えた図5と比較すると、所得水準が高まるにつれて効果が縮小している。これらの結果を踏まえれば、平均税率で見て高所得層にも控除の引き下げ効果が及んでいるという先行研究での指摘について、控除が高所得層に直接の効果を与えるというよりも、低～中所得層での限界税率の引き下げが高所得層の平均税率にも反映されることによって生じていると解釈される。また、これは特定の所得水準に対する控除の影響を捉える際に、平均税率だけでなく、限界税率についても分析対象とすることの重要性を示している。

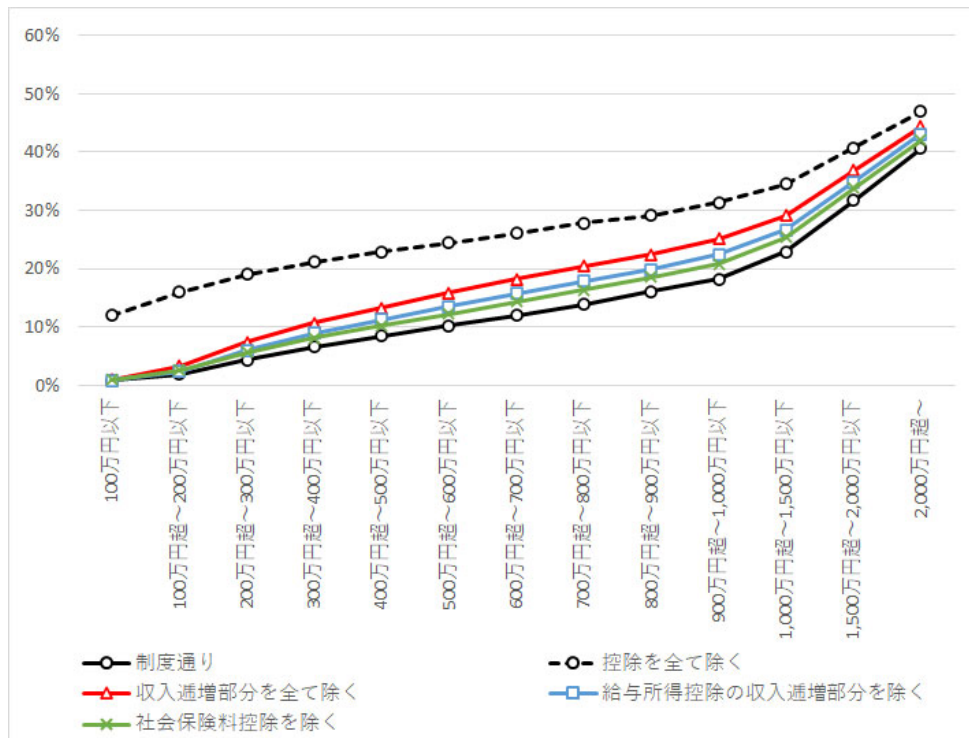
控除には収入に応じて適用額が増加する部分（収入逡増部分）と、要件を満たせば定額の控除が適用される部分が存在し、それぞれの税負担への影響は異なっていることが指摘されている（大野他 2022）。前者の収入逡増部分として、本稿では給与所得控除の最低控除額以上の部分、公的年金等控除の最低控除額以上の部分、社会保険料控除を扱う。また、後者は基礎控除や配偶者控除などのその他全てを含むものとする。図5と図6に赤色で示した系列は収入逡増部分を除外し、その他の部分は制度通り適用した場合の税率を示している。図6から、所得の増加に伴って収入逡増部分による限界税率の引き下げ効果が増加し、やがて中～高所得層では控除による限界税率の引き下げ効果の大半が収入逡増部分に由来するものとなることが分かる。これを反映して、図5に示す平均税率に関しても、収入逡増部分による引き下げ幅が中所得層以上で大きくなっているが、その動きは限界税率と比べて緩やかである。これらの結果は、控除のうち収入逡増部分は特に中所得層において限界税率を大きく引き下げており、その効果が中～高所得層の平均税率の引き下げに影響する形で、個人所得課税の累進構造を弱めていることを示唆している。

さらに、収入逡増部分のうち主なものとして、給与所得控除の最低控除額以上の部分と社会保険料控除については、その影響を個別に計測した。図6の青色の系列は控除のうち給与所得控除の収入逡増部分のみを除外した場合の限界税率を示し、緑色の系列は社会保険料控除のみを除外した場合の限界税率を示している。1989年においては、限界税率の低下幅で見たときの効果として、給与所得控除の収入逡増部分の寄与が大きく、次いで社会保険料

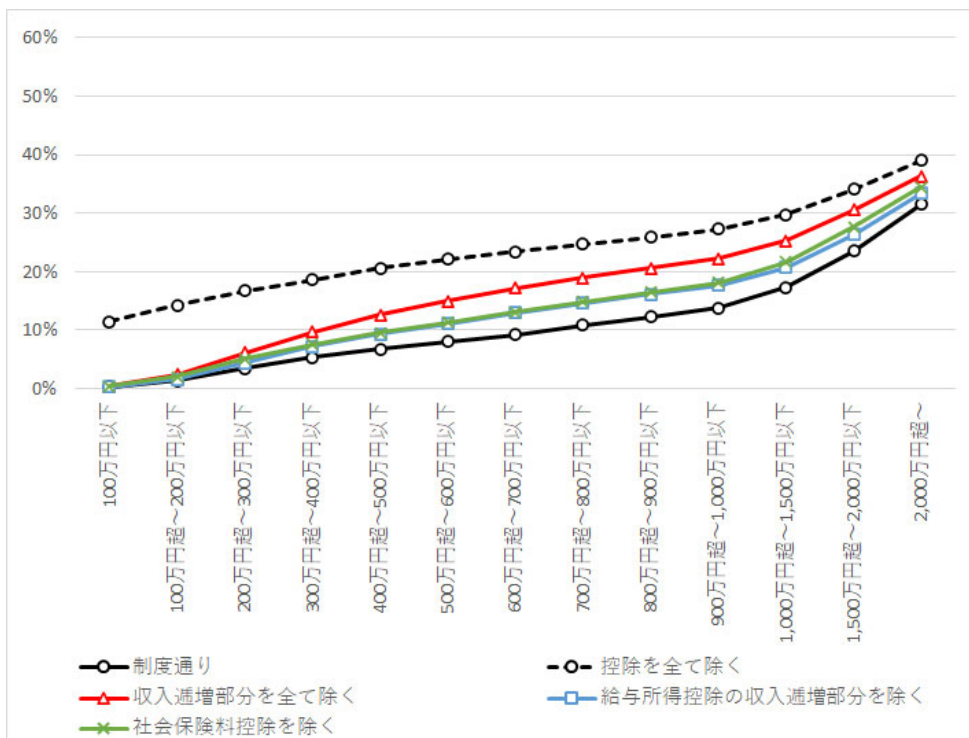
控除の寄与が大きかった。その後、2019年には両者の効果はおよそ同程度か、社会保険料控除の寄与が大きくなっていることが分かる。この変化の背景として、1989年から2019年の間で、社会保険料率の上昇に伴う社会保険料控除の増加の影響が大きかったことが挙げられる。

図5 控除が平均税率に与える影響の変化

(a) 1989年



(b) 2019年

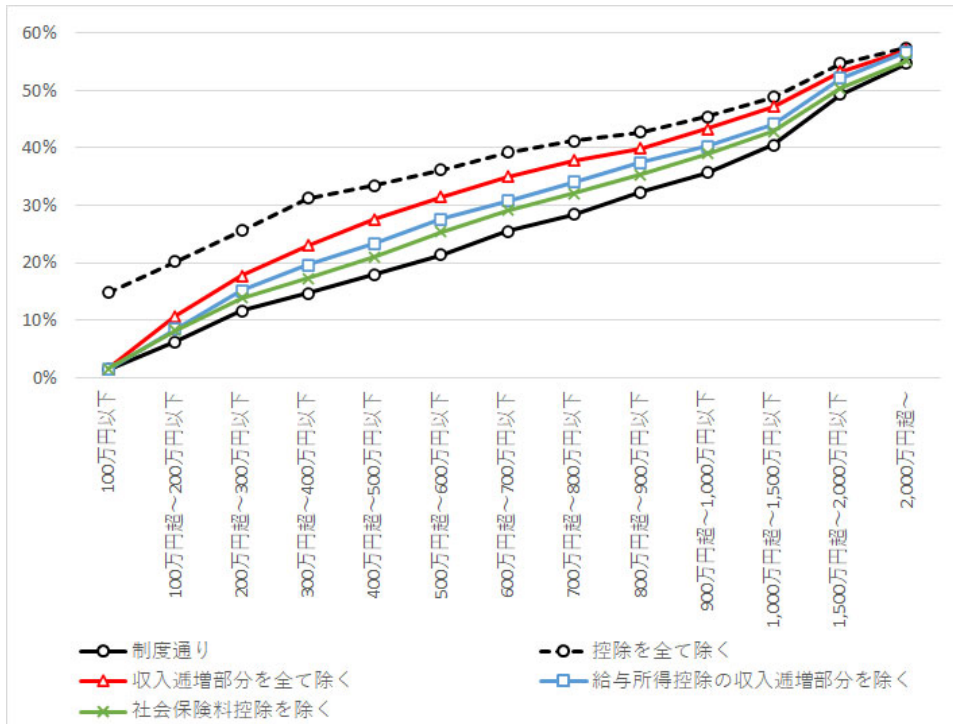


(注) 各所得水準(世帯の等価総所得)における所得税・住民税合算での平均税率を示す。各系列は控除の適用有無に関する場合分けの推計結果であり、例えば控除が全く適用されない場合(黒の破線)と、現実の制度通りに控除が適用された場合(黒の実線)の差は控除全体の影響を捉えている。

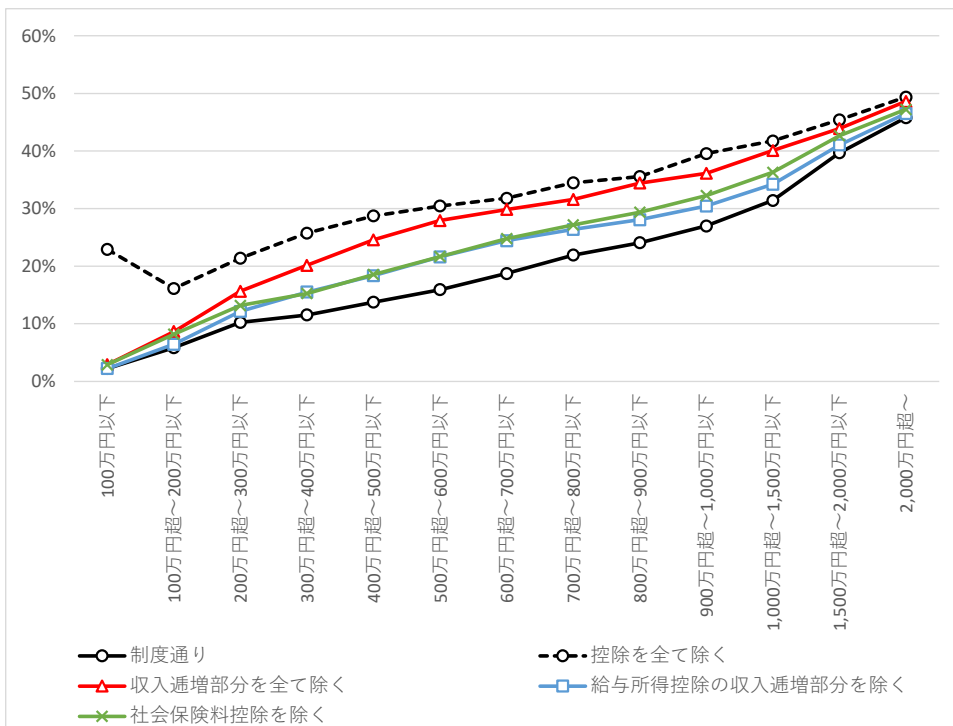
(出所) 全国家計構造調査の個票データより著者作成

図6 控除が限界税率に与える影響の変化

(a) 1989年



(b) 2019年



(注) 各所得水準(世帯の等価総所得)における所得税・住民税合算での限界税率を示す。各系列は控除の適用有無に関する場合分けの推計結果であり、例えば控除が全く適用されない場合(黒の破線)と、現実の制度通りに控除が適用された場合(黒の実線)の差は控除全体の影響を捉えている。

(出所) 全国家計構造調査の個票データより著者作成

V-3. 給与所得控除制度に関する時点間比較

平均税率・限界税率における収入逓増的な控除、特に給与所得控除の収入逓増部分と社会保険料控除が所得水準別の平均税率・限界税率に大きな影響を及ぼしていること（図6）を踏まえ、本節では特に近年の制度変更で適用額上限が新たに設定された給与所得控除に関し、各年の給与所得控除制度が限界税率に与える影響の時点間比較を行う。

いま、一般形として t 年におけるデータを d_t 、税率構造を τ_t 、給与所得控除制度を a_t 、その他の控除制度を b_t とする。このとき、所得水準のブラケット c における限界税率を $MTR_t^c(d_t, \tau_t, a_t, b_t)$ と表記する。いま、給与所得控除制度 a_t に関して、給与所得控除を適用しないとする仮想的な制度 a_t^0 を考えると、給与所得控除制度が限界税率に与える影響は次のように表される。

$$\Delta MTR_t^c = MTR_t^c(d_t, \tau_t, a_t, b_t) - MTR_t^c(d_t, \tau_t, a_t^0, b_t) \quad (8)$$

ただし、式(8)から得られる限界税率への影響 ΔMTR_t^c を時点間で比較する際には、給与所得控除に関する制度変更以外にも、人口動態や世帯構成の変化、税率構造の変化、他の控除制度の変化も含まれていることに留意が必要である。そこで、Fixed-Income Approachを採用し、データや税率構造、他の控除制度の年を固定した上で、給与所得控除制度のみを変化させることで給与所得控除の制度変更の影響を抽出する。このとき、データ、税率構造、その他の控除制度の年を2019年に固定すると、式(8)は次のように表される。

$$\Delta MTR_t^c = MTR_t^c(d_{2019}, \tau_{2019}, a_t, b_{2019}) - MTR_t^c(d_{2019}, \tau_{2019}, a_t^0, b_{2019}) \quad (9)$$

表2は式(9)に従って、データ、税率構造、その他の控除制度の年を2019年に固定した上で、給与所得控除について1989年、1999年、2009年、2019年の制度が税部分の限界税率に与える影響を列(1)～(4)に示し、1989年から2019年の差分を列(5)に示している。また、表2の最下段は税の再分配効果（課税前ジニ係数－課税後ジニ係数）に関して、式(9)と同様に給与所得控除の適用有無による差を計測し、給与所得控除が税の再分配効果に与える影響として示している²⁰。

パネル(a)は給与所得控除全体（最低控除額＋収入逓増部分）の影響であり、中所得層を中心として、幅広い所得水準の限界税率を引き下げていることが分かる。また、再分配効果への影響については符号が負であり、給与所得控除は税の再分配効果を0.008低下させる要素であることを意味している²¹。列(5)の1989年から2019年の制度変更の影響については、低～中所得層に関しては変化が小さいが、900万円を超える高所得層では限界税率引き下げの効果が縮小しており、その変化は主に2009年から2019年の間で生じている。これ

²⁰ Avram(2018)は同様の手法を用いて、欧州6ヶ国を対象に控除が税の再分配効果に与える影響を考察している。

²¹ なお、税制全体の再分配効果は0.025と計測された（詳細は補論参照）。

は、2013 年以降に行われた給与所得控除の適用額上限の設定という制度変更が、実際に高所得層の直面する限界税率を引き上げるという効果を有していたことを示している。ただし、給与所得控除が税の再分配効果に与える影響に関しては変化が見られないことから、適用額上限の設定の効果は限定的なものに留まっていたことが示唆される。

パネル (b) は給与所得控除のうち収入逓増部分による影響を示しており、パネル (a) の給与所得控除全体の影響と比べて、500 万円超の中～高所得層を中心として幅広く限界税率を引き下げている。特に高所得層については引き下げ効果の大半が収入逓増部分によるものとなっている。また、再分配効果への影響についてパネル (a) とパネル (b) を比較すると、給与所得控除全体の影響のうち、大部分が収入逓増部分によるものとなっている。列 (5) に示す 30 年間の変化に関しては、パネル (a) と同様に高所得層において限界税率引き下げ幅が縮小しており、適用額上限の設定の効果を反映していると考えられる。

これらの結果から、給与所得控除は中所得層を中心として幅広い所得水準の限界税率を引き下げているが、一部の高所得層にもその効果が及んでいるが、その背景には収入逓増部分の存在が大きいことが示された。また、近年の給与所得控除の適用額上限の設定は、限界税率という点では高所得層の恩恵を縮小する効果があるものの、再分配効果への影響という点では効果が限定的であることが示唆された。

表2 給与所得控除が限界税率と税の再分配効果に与える影響の変化（1989年から2019年）

(a) 給与所得控除（全体）の影響

データ・給与所得控除以外の制度年 給与所得控除の制度年	2019 1989	2019 1999	2019 2009	2019 2019	変化分 (1989～2019)
所得水準	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(4)-(1)
100万円以下	-2.8%pt	-2.4%pt	-2.8%pt	-1.7%pt	1.1%pt
100万円超～200万円以下	-1.8%pt	-2.1%pt	-2.0%pt	-1.5%pt	0.3%pt
200万円超～300万円以下	-4.0%pt	-3.9%pt	-4.2%pt	-3.6%pt	0.4%pt
300万円超～400万円以下	-6.5%pt	-6.4%pt	-7.0%pt	-6.3%pt	0.2%pt
400万円超～500万円以下	-8.1%pt	-8.1%pt	-8.6%pt	-8.1%pt	0.0%pt
500万円超～600万円以下	-8.9%pt	-8.7%pt	-9.3%pt	-8.7%pt	0.3%pt
600万円超～700万円以下	-7.8%pt	-7.6%pt	-8.7%pt	-7.9%pt	0.0%pt
700万円超～800万円以下	-6.1%pt	-5.8%pt	-6.3%pt	-5.6%pt	0.5%pt
800万円超～900万円以下	-5.4%pt	-5.1%pt	-5.7%pt	-4.8%pt	0.6%pt
900万円超～1,000万円以下	-5.2%pt	-4.7%pt	-5.5%pt	-3.7%pt	1.4%pt
1,000万円超～1,500万円以下	-4.8%pt	-4.3%pt	-4.9%pt	-3.4%pt	1.4%pt
1,500万円超～2,000万円以下	-3.4%pt	-3.0%pt	-3.4%pt	-1.8%pt	1.6%pt
2,000万円超～	-2.7%pt	-2.5%pt	-2.8%pt	-1.2%pt	1.5%pt
ALL	-5.3%pt	-5.3%pt	-5.7%pt	-5.0%pt	0.3%pt
税の再分配効果への影響	-0.008	-0.009	-0.008	-0.008	0.00

(b) 給与所得控除のうち収入増部分の影響

データ・給与所得控除以外の制度年 給与所得控除の制度年	2019 1989	2019 1999	2019 2009	2019 2019	変化分 (1989～2019)
所得水準	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(4)-(1)
100万円以下	0.0%pt	0.0%pt	0.0%pt	0.0%pt	0.0%pt
100万円超～200万円以下	-0.5%pt	-1.2%pt	-0.7%pt	-0.6%pt	-0.1%pt
200万円超～300万円以下	-1.7%pt	-2.1%pt	-1.9%pt	-1.9%pt	-0.2%pt
300万円超～400万円以下	-3.6%pt	-4.1%pt	-4.1%pt	-4.0%pt	-0.4%pt
400万円超～500万円以下	-4.2%pt	-4.6%pt	-4.7%pt	-4.6%pt	-0.4%pt
500万円超～600万円以下	-5.4%pt	-6.2%pt	-5.8%pt	-5.7%pt	-0.2%pt
600万円超～700万円以下	-5.2%pt	-5.4%pt	-6.1%pt	-5.7%pt	-0.5%pt
700万円超～800万円以下	-4.5%pt	-4.5%pt	-4.7%pt	-4.4%pt	0.0%pt
800万円超～900万円以下	-4.0%pt	-4.2%pt	-4.3%pt	-4.0%pt	0.0%pt
900万円超～1,000万円以下	-4.0%pt	-4.0%pt	-4.4%pt	-3.4%pt	0.6%pt
1,000万円超～1,500万円以下	-3.9%pt	-3.7%pt	-4.0%pt	-2.8%pt	1.1%pt
1,500万円超～2,000万円以下	-2.9%pt	-2.7%pt	-2.9%pt	-1.4%pt	1.5%pt
2,000万円超～	-2.1%pt	-2.2%pt	-2.2%pt	-0.7%pt	1.4%pt
ALL	-2.8%pt	-3.3%pt	-3.2%pt	-3.0%pt	-0.2%pt
税の再分配効果への影響	-0.007	-0.008	-0.007	-0.007	0.00

(注) (1)列から(4)列はデータおよび給与所得控除以外の制度を2019年に固定した上で、給与所得控除の制度のみを1989年から2019年まで変化させたときの、給与所得控除が所得税・住民税合算の限界税率に与える影響を示している。パネル(a)は給与所得控除に関して各年の制度通りに適用した場合と、全く適用しない場合の結果の差であり、給与所得控除全体の影響を示す。同様にパネル(b)は各年の制度通りに適用した場合と、最低控除額のみを適用する場合との差であり、収入増部分の影響を示す。

(出所) 全国家計構造調査の個票データより著者作成

VI. 結論

所得税、住民税、社会保険料といった個人所得課税の負担構造のあり方は、国や地方、社会保険制度の財政における収入としての意味に加え、高齢化や働き方の変化の中での所得再分配の手段としても、その重要度をますます高めていると言える。本稿は1989年から2019年を対象として、家計が直面している平均税率・限界税率という指標から、個人所得課税の負担構造の実態を捉え、控除が負担構造に与える影響とその経年変化を分析した。得られた結果は主に次の3点である。

第1に、所得水準ごとの平均税率・限界税率に着目したとき、個人所得課税のうち税部分には累進性が見られるが、社会保険料部分には累進性が見られない。これは実際の制度上の負担額決定の仕組みと整合的である。そして、1989年から2019年にかけて、税部分の累進構造が弱まると同時に、累進構造を持たない社会保険料部分が増加することによって、個人所得課税全体としての累進構造が弱まっている。これらの結果は、限界税率で見た累進構造の弱まりが、平均税率で見た累進構造の弱まりに繋がっていることを含意している。

第2に、控除による平均税率の引き下げの効果は高所得層にも及んでいるが、その背景として控除による低～中所得層の限界税率の引き下げが、高所得層の平均税率にも反映されているという構造が示された。このことは、平均税率に加えて限界税率という点から各所得水準における局所的・直接的な影響を捉えることの重要性を示唆している。また、控除のうち収入逡増部分に関して、特に中所得層において限界税率を大きく引き下げており、その効果が中～高所得層の平均税率の引き下げに影響する形で、個人所得課税の累進構造を弱めていることが示された。また、収入逡増部分のうち給与所得控除と社会保険料控除の影響が大きいことも明らかになった。

第3に、税部分の限界税率に対する影響に関し、給与所得控除に着目すると、給与所得控除は幅広い所得水準の限界税率を引き下げており、特に中～高所得層においては、引き下げの効果の大半が収入逡増部分に起因するものとなっている。この構造は1989年から2019年間で変化していないが、近年の給与所得控除の適用額上限の設定という制度変更は、一部の高所得層の限界税率引き下げ幅を縮小する効果があった。ただし、給与所得控除のうち特に収入逡増部分は税の再分配効果を一部低下させる効果を有しているという点について、その度合いは1989年から2019年の制度変更からはほとんど変化しておらず、適用額上限の設定が負担構造全体や再分配効果に与える効果は限定的だったことが示唆される。

今後、社会保障費の増加を背景として家計の負担する社会保険料が増加することが見込まれる中、第1の結果が示すように、累進構造を持たない社会保険料部分の増加は、個人所得課税の累進構造を弱めることとなる。さらに、第2の結果が示すように、収入逡増的な性質を有する社会保険料控除が増加することで、税部分の累進構造も弱まることが考えられる。これら2つの経路から個人所得課税の累進構造が弱まるような状況において、個人所得課税の累進構造を維持・回復するための1つの方法は、個人所得課税の累進構造の源泉である税部分の累進構造を強め、上述のような変化を相殺することである。このとき、税率構造自体を変化させることだけでなく、本稿で示されたように、特に収入逡増的な控除の寄与を縮小することも、負担構造を大きく変化させ、個人所得課税の累進構造を強める方策である。

と考えられる。この点、第3の結果に関連して、近年の給与所得控除の適用額上限の設定の効果は限定的であったものの、潜在的には給与所得控除の収入遡増部分が個人所得課税の累進構造に与える影響は大きく、その見直しは個人所得課税の累進構造および税の再分配効果を回復させるための候補になり得ると考えられる。また、その際には平均税率の累進構造のみならず、その背景として存在する限界税率の累進構造に着目することも重要であろう。

最後に、本稿における使用データに起因する課題として、いわゆる超高所得層を完全に捕捉できていないことが挙げられる。本稿で使用した全国家計構造調査を含むアンケート形式の標本調査は、標本数の限界や未回答に起因して、一部の超高所得層のデータが不足していることが指摘されている²²。それらの超高所得者の負担のあり方に関する実態的な分析・検討は今後の課題として残されている。

²² 確定申告に基づく税務統計である国税庁『申告所得税標本調査』では捕捉されているような超高所得者を含む世帯は、少なくとも全国家計構造調査では十分に捕捉されていない。その要因として、アンケート形式の標本調査であることに加え、超高所得層では所得に占める譲渡所得の割合が高いところ、全国家計構造調査ではそのような一過的な所得は記入しないことになっている点も考えられる。

参考文献

- Albarea, A., M. Bernasconi, C. Di Novi, A. Marenzi, D. Rizzi, and F. Zantomio (2015), “Accounting for Tax Evasion Profiles and Tax Expenditures in Microsimulation Modelling: The BETAMOD Model for Personal Income Taxes in Italy”, *International Journal of Microsimulation*, 8(3), pp.99-136.
- Altshuler, R. and R. Dietz (2011), “Reconsidering Tax Expenditure Estimation”, *National Tax Journal*, 64(2), pp.459-490.
- Avram, S. (2018), “Who Benefits from the ‘Hidden Welfare State’? The Distributional Effects of Personal Income Tax Expenditure in Six Countries”, *Journal of European Social Policy*, 28(3), pp.271-293.
- Barrios, S., F. Coda Moscarola, F. Figari, and L. Gandullia (2020), “Size and Distributional Pattern of Pension-Related Tax Expenditures in European Countries”, *International Tax and Public Finance*, 27, pp.1287-1320.
- Burman, L., C. Geissler, and E. Toder (2008), “How Big Are Total Individual Income Tax Expenditure, and Who Benefits from Them?”, *American Economic Review*, 98(2), pp.79-83.
- Burman, L., E. Toder, D. Berger, and J. Rohaly (2017), “Economic and Distributional Effects of Tax Expenditure Limits”, A. J. Auerbach and K. Smetters (eds), *The Economics of Tax Policy*, Oxford University Press.
- Kakwani, N. C. (1977), “Measurement of Tax Progressivity: An International Comparison”, *The Economic Journal*, 87(345), pp.71-80.
- Musgrave R. A. and T. Thin (1948), “Income Tax Progression, 1929-48”, *Journal of Political Economy*, 56(6), pp.498-514.
- OECD (2010), *Tax Expenditures in OECD Countries*, OECD Publishing.
- Ohno, T., M. Nakazawa, K. Kikuta, and M. Yamamoto (2015), “Comparison of Taxes and Social Insurance Premium Burdens in Household Accounts”, *Public Policy Review*, 11(4), pp.547-571.
- Ohno, T., J. Sakamaki, D. Kojima, and T. Imahori (2021), “Effects of Deductions on the Tax Burden Reduction and the Redistribution of the Income and Resident Taxes”, *Japan and the World Economy*, 60, 101104, Erratum (2022), 61, 101113.
- Poterba, J. M. (2011), “Introduction: Economic Analysis of Tax Expenditures”, *National Tax Journal*, 64(2), pp.451-458.
- Sano, S., S. Tada, and M. Yamamoto (2015), “Method of Household Surveys and Characteristics of Surveyed Households: Comparison Regarding Household Composition, Annual Income and Educational Attainment”, *Public Policy Review*, 11(4), pp.505-529.
- Surrey, S. S. (1973), *Pathways to Tax Reform: The Concept of Tax Expenditures*, Harvard University Press.
- Suits, D.B. (1977), “Measurement of Tax Progressivity”, *American Economic Review*, 67(4), pp.747-752.
- Tada S. and K. Miyoshi (2015), “Verifying Household Incomes in Japanese Statistics”, *Public Policy Review*, 11(4), pp.531-545.
- 岩本康志・濱秋純哉 (2008) 「租税・社会保障制度による再分配の構造の評価」『季刊・社会保障研究』第44巻第3号、pp.266-277。

- 大野太郎・今堀友嗣・小嶋大造 (2022) 「所得税・住民税における収入逦増的控除の負担軽減効果および再分配効果」 PRI Discussion Paper Series、No.22A-03。
- 金田陸幸 (2014) 「所得課税における控除の実態—マイクロシミュレーションによる分析—」『租税資料館賞受賞論文集』第 22 回中巻、pp.181-223。
- 北村行伸・宮崎毅 (2010) 「日本における課税所得の弾力性と最適所得税率：全国消費実態調査の個票データによる分析」 Global COE Hi-Stat Discussion Paper Series、No.150。
- 税制調査会 (2016) 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/28zen8kai3.pdf> (2023 年 9 月 6 日閲覧)。
- 多田隼士・大野太郎・宇南山卓 (2016) 「マイクロ・データを用いた社会保険料の推計とその妥当性の検証」 PRI Discussion Paper Series、No.16A-02。
- 田近栄治・古谷泉生 (2003) 「税制改革のマイクロ・シミュレーション分析」、小野善康他編『現代経済学の潮流 2003』第 7 章、東洋経済新報社。
- 田近栄治・古谷泉生 (2005) 「年金課税の実態と改革のマイクロ・シミュレーション分析」『経済研究』第 56 巻第 4 号、pp.304-316。
- 田近栄治・八塩裕之 (2006a) 「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」、貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編『経済格差の研究：日本の分配構造を読み解く』(第 7 章)、中央経済社。
- 田近栄治・八塩裕之 (2006b) 「税制を通じた所得再分配：所得控除にかわる税額控除の活用」、小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』(第 4 章)、東京大学出版会。
- 内閣府政策統括官 (2001) 「1990 年代における所得税制改正の効果について」政策効果分析レポート、No.9。
- 橋本恭之 (2009) 「所得税の累進度に関する研究」『関西大学経済論集』第 59 巻第 1 号、pp.1-20。
- 橋本恭之・鈴木善充 (2012) 『租税政策論』、清文社。
- 早見弘 (1968) 「給与所得税の累進度 (その 2)：税率表改訂の減税効果」『商学討究』第 18 巻第 3 号、pp.189-208。
- 松本龍太郎・大野太郎・小嶋大造 (2020) 「家計の利子配当所得と税負担の実態」『会計検査研究』第 61 巻、pp.13-33。
- 横田信武 (1987) 「税率構造の累進性」『早稲田商学』第 323 号、pp.135-159

補論. 詳細な計測結果表

表 A1 税・社会保険料の負担構造の変化 (1989年から2019年)

(a) 平均税率

所得水準	1989	1994	1999	2004	2009	2014	2019
100万円以下	6.4%	6.9%	5.5%	7.9%	8.2%	9.7%	9.0%
100万円超～200万円以下	8.2%	7.9%	7.1%	7.7%	8.0%	8.1%	9.7%
200万円超～300万円以下	11.6%	11.0%	10.3%	10.6%	12.6%	13.2%	14.6%
300万円超～400万円以下	14.0%	13.3%	13.2%	13.4%	15.3%	16.6%	17.9%
400万円超～500万円以下	15.8%	14.9%	15.0%	15.6%	17.3%	18.9%	20.0%
500万円超～600万円以下	17.4%	16.5%	16.5%	17.3%	19.1%	20.5%	21.5%
600万円超～700万円以下	19.1%	18.2%	18.0%	18.6%	20.6%	22.0%	22.9%
700万円超～800万円以下	20.5%	19.6%	19.4%	19.8%	22.1%	23.2%	24.2%
800万円超～900万円以下	22.3%	20.9%	20.7%	20.8%	23.0%	24.6%	25.4%
900万円超～1,000万円以下	24.1%	22.3%	21.5%	21.2%	24.1%	25.7%	26.8%
1,000万円超～1,500万円以下	28.0%	25.3%	23.6%	24.5%	26.0%	27.3%	28.9%
1,500万円超～2,000万円以下	35.3%	30.5%	29.4%	28.9%	30.9%	32.7%	32.6%
2,000万円超～	42.8%	42.2%	31.9%	36.4%	36.7%	39.0%	37.4%
ALL	13.5%	12.9%	12.6%	13.1%	14.7%	15.6%	16.9%

(b) 限界税率

所得水準	1989	1994	1999	2004	2009	2014	2019
100万円以下	3.9%	4.8%	3.9%	3.9%	3.7%	3.0%	8.4%
100万円超～200万円以下	12.3%	11.9%	10.6%	10.8%	13.0%	13.8%	15.7%
200万円超～300万円以下	18.8%	17.1%	15.9%	16.4%	19.7%	21.1%	22.1%
300万円超～400万円以下	21.8%	21.0%	19.6%	19.4%	21.4%	23.1%	23.7%
400万円超～500万円以下	24.7%	23.3%	22.3%	23.1%	24.4%	25.8%	26.5%
500万円超～600万円以下	27.5%	26.3%	24.2%	25.2%	27.2%	28.3%	28.7%
600万円超～700万円以下	30.9%	29.4%	26.9%	27.5%	29.0%	30.3%	31.4%
700万円超～800万円以下	33.2%	30.9%	28.8%	29.1%	31.9%	32.8%	33.7%
800万円超～900万円以下	36.3%	32.9%	30.0%	30.3%	32.5%	34.8%	35.0%
900万円超～1,000万円以下	38.7%	34.7%	31.1%	31.7%	33.7%	34.8%	37.6%
1,000万円超～1,500万円以下	43.0%	39.2%	34.6%	36.7%	35.6%	37.7%	38.8%
1,500万円超～2,000万円以下	50.5%	44.0%	41.7%	40.6%	42.3%	43.5%	43.9%
2,000万円超～	55.3%	56.7%	41.4%	45.5%	46.0%	47.5%	47.7%
ALL	21.0%	19.9%	18.6%	19.0%	21.1%	22.3%	23.5%

(注) 本文中の図2に関連して、各所得水準(世帯の等価総所得)における所得税・住民税・社会保険料合算での(a)平均税率と(b)限界税率の変遷を示す。

(出所) 全国家計構造調査の個票データより著者作成

表 A2 税の負担構造の変化（1989年から2019年）

(a) 平均税率

所得水準	1989	1994	1999	2004	2009	2014	2019
100万円以下	0.9%	1.3%	0.4%	0.2%	0.7%	0.4%	0.3%
100万円超～200万円以下	1.9%	1.8%	1.0%	1.0%	1.3%	1.2%	1.3%
200万円超～300万円以下	4.4%	3.6%	2.6%	2.3%	3.4%	3.2%	3.5%
300万円超～400万円以下	6.6%	5.6%	4.5%	4.0%	5.2%	5.2%	5.4%
400万円超～500万円以下	8.5%	7.2%	6.0%	5.5%	6.7%	6.5%	6.8%
500万円超～600万円以下	10.2%	8.8%	7.5%	7.0%	8.1%	7.8%	8.0%
600万円超～700万円以下	12.0%	10.5%	9.0%	8.2%	9.5%	9.0%	9.3%
700万円超～800万円以下	13.9%	12.1%	10.5%	9.4%	11.0%	10.4%	10.8%
800万円超～900万円以下	16.1%	13.9%	12.0%	10.7%	12.0%	11.7%	12.3%
900万円超～1,000万円以下	18.3%	15.7%	13.4%	11.4%	13.5%	13.4%	13.8%
1,000万円超～1,500万円以下	22.8%	19.7%	16.9%	15.9%	16.4%	16.4%	17.3%
1,500万円超～2,000万円以下	31.7%	26.3%	25.0%	23.8%	24.9%	25.8%	23.6%
2,000万円超～	40.7%	40.0%	28.9%	32.8%	32.6%	35.4%	31.5%
ALL	6.5%	5.7%	4.7%	4.2%	5.3%	5.0%	5.4%

(b) 限界税率

所得水準	1989	1994	1999	2004	2009	2014	2019
100万円以下	1.4%	2.0%	1.1%	0.4%	0.9%	0.8%	2.2%
100万円超～200万円以下	6.3%	5.4%	3.8%	3.6%	5.5%	6.0%	5.9%
200万円超～300万円以下	11.6%	9.4%	7.5%	6.4%	9.9%	9.8%	10.2%
300万円超～400万円以下	14.7%	13.3%	10.7%	9.3%	11.3%	11.6%	11.5%
400万円超～500万円以下	17.9%	16.2%	14.0%	12.7%	14.0%	13.8%	13.7%
500万円超～600万円以下	21.4%	19.6%	16.3%	15.0%	16.7%	15.9%	15.9%
600万円超～700万円以下	25.4%	23.3%	19.7%	17.7%	18.7%	18.1%	18.7%
700万円超～800万円以下	28.4%	25.2%	21.9%	19.5%	22.1%	21.2%	21.9%
800万円超～900万円以下	32.3%	28.3%	24.3%	21.6%	23.3%	23.4%	24.1%
900万円超～1,000万円以下	35.7%	30.9%	26.7%	23.5%	24.8%	24.9%	27.0%
1,000万円超～1,500万円以下	40.5%	36.5%	31.4%	31.5%	29.4%	29.7%	31.4%
1,500万円超～2,000万円以下	49.3%	42.3%	40.2%	38.6%	39.3%	40.4%	39.7%
2,000万円超～	54.7%	56.2%	40.7%	44.2%	44.8%	46.6%	45.8%
ALL	14.6%	13.0%	10.9%	9.8%	11.9%	11.8%	12.1%

(注) 本文中の図3に関連して、各所得水準（世帯の等価総所得）における所得税・住民税合算での
(a) 平均税率と (b) 限界税率の変遷を示す。

(出所) 全国家計構造調査の個票データより著者作成

表 A3 社会保険料の負担構造の変化 (1989 年から 2019 年)

(a) 平均税率

所得水準	1989	1994	1999	2004	2009	2014	2019
100 万円以下	5.5%	5.6%	5.0%	7.7%	7.6%	9.2%	8.7%
100 万円超～200 万円以下	6.3%	6.1%	6.1%	6.8%	6.7%	6.9%	8.3%
200 万円超～300 万円以下	7.3%	7.3%	7.7%	8.3%	9.3%	10.0%	11.1%
300 万円超～400 万円以下	7.4%	7.7%	8.7%	9.4%	10.1%	11.4%	12.5%
400 万円超～500 万円以下	7.3%	7.8%	8.9%	10.0%	10.6%	12.3%	13.2%
500 万円超～600 万円以下	7.2%	7.7%	9.1%	10.4%	10.9%	12.7%	13.4%
600 万円超～700 万円以下	7.0%	7.7%	9.0%	10.4%	11.1%	12.9%	13.6%
700 万円超～800 万円以下	6.6%	7.4%	8.9%	10.4%	11.1%	12.8%	13.4%
800 万円超～900 万円以下	6.2%	6.9%	8.7%	10.1%	10.9%	12.9%	13.1%
900 万円超～1,000 万円以下	5.9%	6.6%	8.2%	9.8%	10.7%	12.2%	13.0%
1,000 万円超～1,500 万円以下	5.1%	5.6%	6.7%	8.6%	9.6%	10.9%	11.5%
1,500 万円超～2,000 万円以下	3.6%	4.1%	4.5%	5.1%	5.9%	6.9%	9.1%
2,000 万円超～	2.2%	2.2%	2.9%	3.6%	4.1%	3.6%	5.9%
ALL	7.0%	7.2%	7.9%	8.9%	9.4%	10.5%	11.5%

(b) 限界税率

所得水準	1989	1994	1999	2004	2009	2014	2019
100 万円以下	2.5%	2.8%	2.7%	3.5%	2.8%	2.1%	6.2%
100 万円超～200 万円以下	6.0%	6.5%	6.8%	7.2%	7.5%	7.8%	9.9%
200 万円超～300 万円以下	7.1%	7.6%	8.4%	9.9%	9.8%	11.3%	11.8%
300 万円超～400 万円以下	7.2%	7.8%	8.8%	10.1%	10.1%	11.5%	12.2%
400 万円超～500 万円以下	6.7%	7.2%	8.3%	10.4%	10.5%	12.1%	12.8%
500 万円超～600 万円以下	6.2%	6.8%	7.9%	10.2%	10.5%	12.4%	12.7%
600 万円超～700 万円以下	5.4%	6.2%	7.2%	9.8%	10.3%	12.2%	12.7%
700 万円超～800 万円以下	4.8%	5.6%	6.9%	9.6%	9.9%	11.6%	11.8%
800 万円超～900 万円以下	4.0%	4.6%	5.7%	8.7%	9.2%	11.4%	10.9%
900 万円超～1,000 万円以下	3.0%	3.9%	4.4%	8.1%	9.0%	9.9%	10.6%
1,000 万円超～1,500 万円以下	2.5%	2.7%	3.2%	5.2%	6.3%	7.9%	7.4%
1,500 万円超～2,000 万円以下	1.3%	1.7%	1.5%	1.9%	3.0%	3.1%	4.2%
2,000 万円超～	0.6%	0.4%	0.7%	1.3%	1.2%	0.9%	1.9%
ALL	6.4%	6.9%	7.7%	9.2%	9.2%	10.5%	11.4%

(注) 本文中の図 4 に関連して、各所得水準 (世帯の等価総所得) における社会保険料の (a) 平均税率と (b) 限界税率の変遷を示す。

(出所) 全国家計構造調査の個票データより著者作成

表 A4 控除が平均税率に与える影響の変化

(a) 1989 年

所得水準	制度通り	控除を全て除外	収入通増部分全てを除外	給与所得控除の収入通増部分を除外	社会保険料控除を除外
100 万円以下	6.4%	22.9%	6.5%	6.4%	6.5%
100 万円超～200 万円以下	8.2%	25.0%	9.6%	8.7%	8.9%
200 万円超～300 万円以下	11.6%	27.4%	14.7%	13.3%	12.9%
300 万円超～400 万円以下	14.0%	29.1%	18.2%	16.4%	15.5%
400 万円超～500 万円以下	15.8%	30.6%	20.6%	18.6%	17.5%
500 万円超～600 万円以下	17.4%	32.0%	23.0%	20.7%	19.4%
600 万円超～700 万円以下	19.1%	33.3%	25.3%	22.8%	21.3%
700 万円超～800 万円以下	20.5%	34.6%	27.0%	24.5%	22.9%
800 万円超～900 万円以下	22.3%	35.5%	28.7%	26.0%	24.8%
900 万円超～1,000 万円以下	24.1%	37.4%	30.9%	28.3%	26.7%
1,000 万円超～1,500 万円以下	28.0%	39.7%	34.3%	31.8%	30.5%
1,500 万円超～2,000 万円以下	35.3%	44.3%	40.4%	38.4%	37.3%
2,000 万円超～	42.8%	49.1%	46.5%	45.3%	44.2%
ALL	13.5%	28.8%	17.2%	15.6%	14.9%

(b) 2019 年

所得水準	制度通り	控除全てを除外	収入通増部分全てを除外	給与所得控除の収入通増部分を除外	社会保険料控除を除外
100 万円以下	9.0%	30.4%	8.7%	9.0%	8.7%
100 万円超～200 万円以下	9.7%	29.6%	10.2%	9.9%	9.9%
200 万円超～300 万円以下	14.6%	31.7%	17.1%	15.5%	16.1%
300 万円超～400 万円以下	17.9%	32.9%	22.2%	19.7%	20.0%
400 万円超～500 万円以下	20.0%	34.9%	25.8%	22.5%	22.7%
500 万円超～600 万円以下	21.5%	36.2%	28.4%	24.6%	24.7%
600 万円超～700 万円以下	22.9%	37.4%	30.8%	26.6%	26.7%
700 万円超～800 万円以下	24.2%	38.3%	32.3%	28.0%	28.2%
800 万円超～900 万円以下	25.4%	39.2%	33.6%	29.2%	29.6%
900 万円超～1,000 万円以下	26.8%	40.4%	35.2%	30.6%	31.1%
1,000 万円超～1,500 万円以下	28.9%	41.4%	36.9%	32.3%	33.1%
1,500 万円超～2,000 万円以下	32.6%	43.2%	39.7%	35.5%	36.7%
2,000 万円超～	37.4%	45.0%	42.2%	39.2%	40.3%
ALL	16.9%	33.3%	20.8%	18.6%	18.9%

(注) 本文中の図 5 に関連して、実際の制度通りおよび仮想的な控除制度の下での各所得水準（世帯の等価総所得）における所得税・住民税・社会保険料合算での平均税率を示す。

(出所) 全国家計構造調査の個票データより著者作成

表 A5 控除が限界税率に与える影響の変化

(a) 1989 年

所得水準	制度通り	控除全てを除外	収入通増部分全てを除外	給与所得控除の収入通増部分を除外	社会保険料控除を除外
100 万円以下	3.9%	23.0%	4.1%	3.8%	4.2%
100 万円超～200 万円以下	12.3%	29.6%	18.6%	14.4%	15.9%
200 万円超～300 万円以下	18.8%	34.0%	25.9%	22.3%	21.8%
300 万円超～400 万円以下	21.8%	38.9%	30.7%	26.8%	24.8%
400 万円超～500 万円以下	24.7%	40.6%	34.8%	30.1%	28.1%
500 万円超～600 万円以下	27.5%	42.8%	37.9%	33.7%	31.9%
600 万円超～700 万円以下	30.9%	45.0%	40.7%	36.2%	34.8%
700 万円超～800 万円以下	33.2%	46.1%	42.7%	38.9%	36.9%
800 万円超～900 万円以下	36.3%	46.8%	44.0%	41.4%	39.4%
900 万円超～1,000 万円以下	38.7%	48.5%	46.3%	43.3%	42.0%
1,000 万円超～1,500 万円以下	43.0%	51.1%	49.6%	46.7%	45.4%
1,500 万円超～2,000 万円以下	50.5%	56.0%	54.6%	53.4%	51.6%
2,000 万円超～	55.3%	58.0%	57.7%	57.3%	55.8%
ALL	21.0%	36.9%	29.0%	25.2%	24.3%

(b) 2019 年

所得水準	制度通り	控除全てを除外	収入通増部分全てを除外	給与所得控除の収入通増部分を除外	社会保険料控除を除外
100 万円以下	8.4%	36.0%	8.8%	8.5%	8.8%
100 万円超～200 万円以下	15.7%	33.6%	22.5%	16.3%	21.8%
200 万円超～300 万円以下	22.1%	36.1%	29.4%	24.0%	26.9%
300 万円超～400 万円以下	23.7%	39.6%	33.6%	27.8%	28.6%
400 万円超～500 万円以下	26.5%	42.5%	38.1%	31.2%	32.1%
500 万円超～600 万円以下	28.7%	43.7%	41.1%	34.4%	34.8%
600 万円超～700 万円以下	31.4%	44.6%	42.8%	37.1%	37.8%
700 万円超～800 万円以下	33.7%	46.4%	43.5%	38.1%	39.2%
800 万円超～900 万円以下	35.0%	46.5%	45.3%	39.0%	40.3%
900 万円超～1,000 万円以下	37.6%	50.1%	46.7%	41.0%	42.9%
1,000 万円超～1,500 万円以下	38.8%	49.0%	47.4%	41.6%	43.6%
1,500 万円超～2,000 万円以下	43.9%	49.6%	48.1%	45.2%	46.8%
2,000 万円超～	47.7%	51.3%	50.5%	48.4%	49.1%
ALL	23.5%	39.3%	32.3%	26.6%	28.7%

(注) 本文中の図 6 に関連して、実際の制度通りおよび仮想的な控除制度の下での各所得水準（世帯の等価総所得）における所得税・住民税・社会保険料合算での限界税率を示す。

(出所) 全国家計構造調査の個票データより著者作成

表 A6 給与所得控除が限界税率と税の再分配効果に与える影響の変化（1989年から2019年）

(a) 給与所得控除を各年の制度通りに適用した場合の水準

データ・給与所得控除以外の制度年	2019	2019	2019	2019	2019	2019	2019
給与所得控除の制度年	1989	1994	1999	2004	2009	2014	2019
100万円以下	1.2%	1.6%	1.5%	1.4%	1.2%	1.1%	2.2%
100万円超～200万円以下	5.6%	5.6%	5.3%	5.5%	5.4%	5.3%	5.9%
200万円超～300万円以下	9.9%	10.0%	9.9%	9.8%	9.6%	9.6%	10.2%
300万円超～400万円以下	11.3%	11.6%	11.4%	11.1%	10.8%	10.9%	11.5%
400万円超～500万円以下	13.8%	14.0%	13.8%	13.5%	13.3%	13.1%	13.7%
500万円超～600万円以下	15.7%	16.4%	15.8%	15.8%	15.3%	15.3%	15.9%
600万円超～700万円以下	18.8%	19.6%	19.0%	18.5%	17.9%	17.9%	18.7%
700万円超～800万円以下	21.4%	22.1%	21.8%	21.5%	21.2%	21.2%	21.9%
800万円超～900万円以下	23.5%	24.0%	23.8%	23.5%	23.1%	23.3%	24.1%
900万円超～1,000万円以下	25.5%	26.4%	26.0%	26.4%	25.2%	25.3%	27.0%
1,000万円超～1,500万円以下	30.0%	30.8%	30.5%	30.3%	29.9%	30.1%	31.4%
1,500万円超～2,000万円以下	38.1%	38.4%	38.5%	38.1%	38.1%	38.8%	39.7%
2,000万円超～	44.3%	44.6%	44.4%	44.3%	44.2%	45.7%	45.8%
ALL	11.8%	12.1%	11.9%	11.7%	11.5%	11.5%	12.1%
課税前所得のジニ係数	0.328	0.328	0.328	0.328	0.328	0.328	0.328
課税後所得のジニ係数	0.303	0.302	0.303	0.304	0.304	0.304	0.303
税の再分配効果	0.025	0.026	0.025	0.024	0.024	0.024	0.025

(b) 給与所得控除を全く適用しない場合の水準

データ・給与所得控除以外の制度年	2019	2019	2019	2019	2019	2019	2019
給与所得控除の制度年	1989	1994	1999	2004	2009	2014	2019
100万円以下	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
100万円超～200万円以下	7.4%	7.4%	7.4%	7.4%	7.4%	7.4%	7.4%
200万円超～300万円以下	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%
300万円超～400万円以下	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%
400万円超～500万円以下	21.8%	21.8%	21.8%	21.8%	21.8%	21.8%	21.8%
500万円超～600万円以下	24.6%	24.6%	24.6%	24.6%	24.6%	24.6%	24.6%
600万円超～700万円以下	26.6%	26.6%	26.6%	26.6%	26.6%	26.6%	26.6%
700万円超～800万円以下	27.6%	27.6%	27.6%	27.6%	27.6%	27.6%	27.6%
800万円超～900万円以下	28.8%	28.8%	28.8%	28.8%	28.8%	28.8%	28.8%
900万円超～1,000万円以下	30.7%	30.7%	30.7%	30.7%	30.7%	30.7%	30.7%
1,000万円超～1,500万円以下	34.8%	34.8%	34.8%	34.8%	34.8%	34.8%	34.8%
1,500万円超～2,000万円以下	41.5%	41.5%	41.5%	41.5%	41.5%	41.5%	41.5%
2,000万円超～	47.0%	47.0%	47.0%	47.0%	47.0%	47.0%	47.0%
ALL	17.1%	17.1%	17.1%	17.1%	17.1%	17.1%	17.1%
課税前所得のジニ係数	0.328	0.328	0.328	0.328	0.328	0.328	0.328
課税後所得のジニ係数	0.295	0.295	0.295	0.295	0.295	0.295	0.295
税の再分配効果	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033

表 A6 給与所得控除が限界税率と税の再分配効果に与える影響の変化（1989年から2019年）

（続き）

(c) 給与所得控除のうち収入逡増部分を除く最低控除額のみを適用した場合の水準

データ・給与所得控除以外の制度年	2019	2019	2019	2019	2019	2019	2019
給与所得控除の制度年	1989	1994	1999	2004	2009	2014	2019
100万円以下	1.2%	1.6%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	2.2%
100万円超～200万円以下	6.1%	6.2%	6.5%	6.7%	6.1%	6.5%	6.4%
200万円超～300万円以下	11.6%	11.9%	12.0%	11.7%	11.6%	11.7%	12.2%
300万円超～400万円以下	14.9%	15.3%	15.5%	15.1%	14.9%	14.8%	15.5%
400万円超～500万円以下	18.0%	18.4%	18.4%	18.0%	18.0%	17.8%	18.4%
500万円超～600万円以下	21.1%	23.2%	22.1%	21.4%	21.1%	21.2%	21.6%
600万円超～700万円以下	24.0%	24.7%	24.4%	24.1%	24.0%	24.1%	24.4%
700万円超～800万円以下	25.9%	27.5%	26.3%	26.2%	25.9%	25.9%	26.4%
800万円超～900万円以下	27.4%	28.4%	28.0%	27.8%	27.4%	27.4%	28.1%
900万円超～1,000万円以下	29.6%	29.9%	30.1%	30.3%	29.6%	29.4%	30.4%
1,000万円超～1,500万円以下	33.9%	34.1%	34.2%	34.2%	33.9%	33.9%	34.2%
1,500万円超～2,000万円以下	41.0%	41.0%	41.2%	41.0%	41.0%	41.0%	41.1%
2,000万円超～	46.4%	46.7%	46.6%	46.5%	46.4%	46.4%	46.5%
ALL	14.6%	15.2%	15.1%	14.9%	14.6%	14.7%	15.2%
課税前所得のジニ係数	0.328	0.328	0.328	0.328	0.328	0.328	0.328
課税後所得のジニ係数	0.296	0.296	0.296	0.296	0.296	0.297	0.296
税の再分配効果	0.032	0.032	0.032	0.032	0.032	0.031	0.032

(注) 本文中の表2に関連して、個票データと給与所得控除以外の制度を2019年に固定した上で、給与所得控除の制度のみを1989年から2019年まで変化させたときの、所得税・住民税合算の限界税率と税の再分配効果（課税前後でのジニ係数の縮小幅）を示している。パネル(a)は給与所得控除に関して各年の制度通りに適用した場合の結果、パネル(b)は給与所得控除を全く適用しない場合の結果、パネル(c)は給与所得控除のうち収入逡増部分を除外し最低控除額のみを適用した場合の結果である。本表におけるパネル(a)とパネル(b)の差が給与所得控除全体の影響を示しており、本文中の表2パネル(a)に相当する。同様に本表のパネル(a)とパネル(c)の差が給与所得控除のうち収入逡増部分の影響を示しており、本文中の表2パネル(b)に相当する。

(出所) 全国家計構造調査の個票データより著者作成